

令和4年選定時の別添資料一覧

- 別添1
 - ・ 県営住宅管理戸数一覧表（令和4年4月1日現在）
 - ・ 県営住宅団地リスト（名称、位置（市町村）、併設する共同住宅）
- 別添2
 - ・ 県営住宅等管理業務概要（令和3年度実績）
 - ・ 募集事務などの件数を記載したもの
- 別添3
 - ・ 県住宅維持管理修繕及び保守点検業務概要（令和3年度実績）と維持修繕業務仕様
 - ・ 一般修繕、退去修繕の件数を記載したもの
 - ・ 県営住宅の保守点検業務概要（令和3年度実績）と保守管理業務仕様
 - ・ 保守点検件数を記載したもの
 - ・ 各種設備一覧
 - ・ 県営十日町アパート 令和4年度維持管理計画
- 別添4
 - ・ 山形県すまい情報センター管理運営業務概要
- 別添5
 - ・ 県営住宅管理業務責任分担表（包括協定書別紙5にあたるもの）
- 別添6
 - ・ 山形県県営住宅管理事務取扱要領
- 別紙7
 - ・ フロー図
 - 1 入居者募集、
 - 2 退去事務、
 - 3 家賃収納（滞納整理）事務、
 - 4～6 減免、欠損、駐車場使用料収入、
 - 7 収入申告関係事務、
 - 8 維持管理関係業務、
 - 9 その他管理関係業務
- 別紙8
 - 山形県すまい情報センター概要図
- 資料1
 - 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例
 - 〃
 - 施行規則
- 資料2
 - 山形県県営住宅条例
 - 〃
 - 施行規則
- 資料3
 - すまい情報センター条例

県営住宅管理戸数一覧表

令和4年4月1日現在

地域別	所在市町村(戸数)	団地名	所在地	戸数	棟数	号棟別竣工年度及び管理戸数			駐車区画
村山 (36)団地 (1,639)戸	山形市 (822)	鈴川第2	山形市鈴川町三丁目18-48,18-51,17-25, 17-22,17-17	(120)	(5)	1号 S46 (24) 4号 S47 (24)	2号 S48 (24) 5号 S48 (24)	3号 S47 (24)	120
		五十鈴	山形市大野目二丁目2-52,2-50,2-46	(110)	(3)	1号 S50 (40)	2号 S50 (30)	3号 S50 (40)	110
		南山形	山形市南松原一丁目9-5(1, 2号), 9-6(3, 5号),9-1(4号)	(66)	(5)	1号 H 3 (18) 4号 S45 (24)	2号 H 3 (12) 5号 H 4 (6)	3号 H 4 (6)	66
		馬見ヶ崎	山形市円応寺町21-27,21-26	(60)	(2)	1号 S53 (30)	2号 S53 (30)		54
		桧町	山形市桧町四丁目12-16,12-20	(80)	(2)	1号 S57 (40)	2号 S58 (40)		66
		宮町	山形市宮町二丁目8-23,8-26,8-28,8-32	(86)	(4)	1号 S59 (40) 4号 S61 (16)	2号 S60 (14)	3号 S60 (16)	86
		深町	山形市深町一丁目7-39,7-37,7-27,7-34	(100)	(4)	1号 S62 (30) 4号 H 1 (20)	2号 S63 (20)	3号 S63 (30)	96
		きたまち	山形市桧町三丁目2-15,2-12,2-9	(60)	(3)	1号 H 4 (18)	2号 H 4 (18)	3号 H 4 (24)	60
		あたご	山形市小白川町五丁目27-15	(62)	(1)	1棟 H 6 (62)			62
		東山	山形市大字十文字6106	(16)	(1)	1棟 H13 (16)			10
		十日町	山形市十日町1丁目7-13	(30)	(1)	1棟 H17 (30)			30
		飯塚住宅	山形市飯塚町1353-1	(32)	(4)	1号 H24 (8) 4号 H25 (8)	2号 H24 (8)	3号 H25 (8)	32
	上山市 (174)	土屋倉	上山市美咲町二丁目3	(56)	(3)	1号 S42 (16)	2号 S43 (16)	3号 S44 (24)	56
		金生	上山市金生一丁目13-13	(24)	(1)	1棟 S49 (24)			24
		鷺ヶ袋	上山市旭町二丁目7-1、7-2	(40)	(2)	1号 S51 (24)	2号 S52 (16)		32
		長清水	上山市長清水一丁目10-11,10-12,10-13, 10-14,10-15,10-16,10-17,10-18,10-19	(54)	(9)	1号 H 6 (6) 4号 H 6 (6) 7号 H 6 (6)	2号 H 6 (6) 5号 H 6 (6) 8号 H 7 (6)	3号 H 6 (6) 6号 H 6 (6) 9号 H 7 (6)	54
	天童市 (279)	日光	天童市北久野本四丁目14-1,14-2,14-3, 14-4,17-5	(31)	(5)	1号 H 5 (7) 4号 H 8 (6)	2号 H 6 (6) 5号 H 9 (6)	3号 H 7 (6)	31
		長岡	天童市中里一丁目2-1,2-2,2-3,2-4	(34)	(4)	1号 H 9 (8) 4号 H11 (8)	2号 H 9 (12)	3号 H11 (6)	34
		交り江	天童市交り江五丁目10-1,10-2	(24)	(2)	1号 S54 (12)	2号 S54 (12)		24
		天童駅西	天童市駅西二丁目2-27,2-30,2-31	(64)	(3)	1号 S59 (16)	2号 S59 (24)	3号 S60 (24)	64
		天童駅南	天童市田鶴町四丁目18-17,18-22	(54)	(2)	1号 H 3 (24)	2号 H 3 (30)		54
		天童南部	天童市南町三丁目18-1,18-2,18-3,18-4, 18-5	(72)	(5)	1号 H 9 (21) 4号 H10 (12)	2号 H 9 (16) 5号 H10 (12)	3号 H 9 (11)	72
	山辺町 (40)	芦沢	東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084-7	(6)	(1)	1棟 S50 (6)			
		近江	東村山郡山辺町近江1-1	(34)	(3)	1号 S62 (24)	2号 S63 (5)	3号 S63 (5)	34
	中山町 (64)	中原	東村山郡中山町大字長崎881-2	(48)	(2)	1号 H 7 (24)	2号 H 8 (24)		48
		長崎	東村山郡中山町字長崎8035-205	(16)	(1)	1棟 S56 (16)			16
	寒河江市 (68)	南寒河江	寒河江市大字高屋字西浦100-5	(32)	(2)	1号 S60 (16)	2号 S61 (16)		32
		塩水	寒河江市大字寒河江字塩水46-1	(36)	(6)	1号 H10 (6) 4号 H11 (6)	2号 H10 (6) 5号 H11 (6)	3号 H10 (6) 6号 H11 (6)	36
	河北町 (36)	谷地	西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1	(36)	(2)	1号 S56 (24)	2号 H 6 (12)		36
	大江町 (24)	左沢	西村山郡大江町大字藤田264-3	(24)	(1)	1棟 S54 (24)			24
	村山市 (36)	楯岡	村山市楯岡笛田四丁目6-23	(24)	(1)	1棟 S51 (24)			24
		楯岡中町	村山市楯岡中町5-1	(12)	(1)	1棟 H 7 (12)			12
	東根市 (56)	東根中央	東根市中央四丁目3-2	(56)	(3)	1号 S62 (24)	2号 S63 (16)	3号 H 1 (16)	56
	尾花沢市 (16)	尾花沢	尾花沢市新町1丁目9-36	(16)	(1)	1棟 H 2 (16)			16
	大石田町 (24)	大石田	北村山郡大石田町大字大石田甲623-157	(16)	(1)	1棟 S56 (16)			16
		あけぼの	北村山郡大石田町大字大石田丁277-4	(8)	(1)	1棟 H 4 (8)			8
最上 (2)団地 (136)戸	新庄市 (136)	三吉町	新庄市金沢1601,1612-2,1612-3	(72)	(3)	1号 S50 (24)	2号 S51 (24)	3号 S52 (24)	72
		若葉東	新庄市金沢1494-1,1281-4,1496-1	(64)	(3)	1号 S56 (24)	2号 S56 (24)	3号 S57 (16)	64

置 賜 (23) 団地 (780) 戸	米 沢 市 (434)	太 田 町	米沢市太田町五丁目1-10	(60)	(4)	1号 H 7 (12) 4号 H 8 (12)	2号 H 7 (18)	3号 H 8 (18)	60	
		春 日	米沢市春日五丁目2-43	(56)	(3)	1号 S57 (16)	2号 S58 (16)	3号 H 9 (24)	56	
		中田第1	米沢市中田町658-3	(96)	(6)	1号 H 5 (12) 4号 H10 (18)	2号 H 7 (16) 5号 H11 (18)	3号 H 8 (16) 6号 H11 (16)	96	
		中田第2	米沢市中田町901-2	(48)	(2)	1号 S51 (24)	2号 S52 (24)		48	
		玉 の 木	米沢市通町八丁目2-95	(24)	(1)	1棟 S54 (24)			24	
		成 島	米沢市成島町三丁目2-96,2-95	(30)	(2)	1号 S56 (18)	2号 S60 (12)		30	
		米沢中央	米沢市中央七丁目5-77	(32)	(2)	1号 S63 (16)	2号 S63 (16)		32	
		相 生	米沢市相生町7-65	(72)	(3)	1号 H 5 (18)	2号 H 5 (27)	3号 H 6 (27)	72	
		城 北	米沢市城北2-3-65、3-62	(16)	(2)	1号 H21 (8)	2号 H21 (8)		17	
	南 陽 市 (76)	関 口	南陽市宮内352-3	(44)	(3)	1号 H14 (16)	2号 H15 (18)	3号 H16 (10)	44	
		桜 木	南陽市三間通1229-2,1229-1	(32)	(2)	1号 S56 (16)	2号 S56 (16)		32	
	高 畠 町 (64)	糠 野 目	東置賜郡高畠町大字福沢525-5	(24)	(1)	1棟 S51 (24)			24	
		大 町	東置賜郡高畠町大字高畠695-12	(16)	(1)	1棟 S54 (16)			16	
		糠野目第二	東置賜郡高畠町福沢南21-2	(24)	(1)	1棟 S61 (24)			24	
	川 西 町 (18)	館 之 北	東置賜郡川西町大字中小松3017-1	(18)	(1)	1棟 H 4 (18)			18	
	長 井 市 (76)	小 出	長井市台町3-1,3-2	(48)	(2)	1号 S52 (24)	2号 S53 (24)		40	
		成 田	長井市成田3102-3	(16)	(1)	1棟 S57 (16)			16	
		屋 城 町	長井市屋城町4-1,4-2,4-3,4-4	(12)	(4)	4棟 H16 (12)			12	
	小 国 町 (48)	小 国	西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9,3-8	(48)	(2)	1号 S53 (24)	2号 S56 (24)		48	
	白 鷹 町 (52)	白 鷹	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1482-1	(24)	(1)	1棟 S54 (24)			24	
		宝 前 町	西置賜郡白鷹町大字十王5502-11	(10)	(8)	6棟 H 1 (6)	2棟 H 2 (4)		10	
		あらと	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙725-1	(18)	(2)	1号 H 8 (12)	2号 H 9 (6)		18	
	飯 豊 町 (12)	飯 豊	西置賜郡飯豊町大字萩生3893-3	(12)	(1)	1棟 S56 (12)			12	
庄 内 (15) 団地 (720) 戸	鶴 岡 市 (268)	美 原	鶴岡市美原町18-1,19-28,19-23,18-3	(48)	(4)	1号 S44 (8) 4号 S47 (10)	2号 S45 (15)	3号 S46 (15)	48	
		東 部	鶴岡市朝陽町6-25,6-5,6-6	(48)	(3)	1号 S52 (16)	2号 S52 (16)	3号 S53 (16)	48	
		茅 原	鶴岡市北茅原町9	(56)	(3)	1号 S56 (24)	2号 S57 (16)	3号 S59 (16)	56	
		城 南	鶴岡市城南町9-34,9-30	(40)	(2)	1号 S63 (24)	2号 S63 (16)		40	
		末 広	鶴岡市末広町23-63,23-62,23-60	(60)	(3)	1号 H 6 (18)	2号 H 6 (24)	3号 H 6 (18)	60	
		大西町住宅	鶴岡市大西町21-10-1,10-2,10-3,9-1,9-2,9-3	(16)	(6)	3棟 H22 (8)	3棟 H23 (8)		16	
	酒 田 市 (402)	川 南	酒田市若宮町二丁目1-1,1-2,1-3,1-4,1-5	(120)	(5)	1号 S49 (24) 4号 S51 (24)	2号 S50 (24) 5号 S52 (24)	3号 S51 (24)	120	
		こ が ね	酒田市こがね町一丁目21-1,21-11,21-14	(64)	(3)	1号 S56 (24)	2号 S57 (24)	3号 S58 (16)	64	
		東 泉	酒田市東泉町四丁目15-21,15-22(2,3号)	(64)	(3)	1号 S60 (24)	2号 S61 (16)	3号 S62 (24)	64	
		鳥 海	酒田市富士見町三丁目2-118	(72)	(3)	1号 H 7 (24)	2号 H 8 (24)	3号 H 9 (24)	72	
		新 橋	酒田市新橋五丁目5-1	(16)	(1)	1棟 H12 (16)			16	
		北 新 町	酒田市北新町一丁目1-58	(66)	(1)	1棟 H19 (66)			66	
	庄 内 町 (34)	余 目	東田川郡庄内町余目字大塚93-1	(16)	(1)	1棟 H 2 (16)			16	
		狩 川	東田川郡庄内町狩川字山居22	(18)	(1)	1棟 S56 (18)			18	
	遊 佐 町 (16)	遊 佐	飽海郡遊佐町遊佐字田子10-2	(16)	(1)	1棟 S54 (16)			16	
	(3,275)									
	総 計	所在市町村数		(25) 市町						
		団 地 数		(76) 団地						
		棟 数		(198) 棟						
		管 理 戸 数		(3,275) 戸						
		駐 車 場 管 理 区 画 数		(3,224) 区画						

県営住宅団地リスト

名称	位置	併設する共同施設
県営鈴川第2アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営鈴川第2アパート2号	山形市	
県営鈴川第2アパート3号	山形市	
県営鈴川第2アパート4号	山形市	
県営鈴川第2アパート5号	山形市	
県営五十鈴アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営五十鈴アパート2号	山形市	
県営五十鈴アパート3号	山形市	
県営南山形アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営南山形アパート2号	山形市	
県営南山形アパート3号	山形市	
県営南山形アパート4号	山形市	
県営南山形アパート5号	山形市	
県営馬見ヶ崎アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営馬見ヶ崎アパート2号	山形市	
県営桜町アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営桜町アパート2号	山形市	
県営宮町アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営宮町アパート2号	山形市	
県営宮町アパート3号	山形市	
県営宮町アパート4号	山形市	
県営深町アパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営深町アパート2号	山形市	
県営深町アパート3号	山形市	
県営深町アパート4号	山形市	
県営きたまちアパート1号	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営きたまちアパート2号	山形市	
県営きたまちアパート3号	山形市	
県営あたごアパート	山形市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、駐車場
県営東山住宅	山形市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営十日町アパート	山形市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営飯塚住宅	山形市	通路、駐車場
県営太田町アパート1号	米沢市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営太田町アパート2号	米沢市	
県営太田町アパート3号	米沢市	
県営太田町アパート4号	米沢市	
県営春日アパート1号	米沢市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場

県営春日アパート2号	米沢市	
県営春日アパート3号	米沢市	
県営中田第1アパート1号	米沢市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営中田第1アパート2号	米沢市	
県営中田第1アパート3号	米沢市	
県営中田第1アパート4号	米沢市	
県営中田第1アパート5号	米沢市	
県営中田第1アパート6号	米沢市	
県営中田第2アパート1号	米沢市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営中田第2アパート2号	米沢市	
県営玉の木アパート	米沢市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営成島アパート1号	米沢市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営成島アパート2号	米沢市	
県営米沢中央アパート1号	米沢市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営米沢中央アパート2号	米沢市	
県営相生アパート1号	米沢市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営相生アパート2号	米沢市	
県営相生アパート3号	米沢市	
県営城北アパート1号	米沢市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営城北アパート2号	米沢市	
県営美原アパート1号	鶴岡市	通路、駐車場
県営美原アパート2号	鶴岡市	
県営美原アパート3号	鶴岡市	
県営美原アパート4号	鶴岡市	
県営東部アパート1号	鶴岡市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営東部アパート2号	鶴岡市	
県営東部アパート3号	鶴岡市	
県営茅原アパート1号	鶴岡市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営茅原住宅	鶴岡市	
県営茅原アパート2号	鶴岡市	
県営茅原アパート3号	鶴岡市	
県営城南アパート1号	鶴岡市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営城南アパート2号	鶴岡市	
県営末広アパート1号	鶴岡市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営末広アパート2号	鶴岡市	
県営末広アパート3号	鶴岡市	
県営大西町住宅	鶴岡市	集会所、通路、駐車場
県営川南アパート1号	酒田市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営川南アパート2号	酒田市	
県営川南住宅3号	酒田市	

県営川南住宅4号	酒田市	
県営川南アパート5号	酒田市	
県営こがねアパート1号	酒田市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営こがね住宅	酒田市	
県営こがねアパート2号	酒田市	
県営こがねアパート3号	酒田市	
県営東泉アパート1号	酒田市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営東泉アパート2号	酒田市	
県営東泉アパート3号	酒田市	
県営鳥海アパート1号	酒田市	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営鳥海アパート2号	酒田市	
県営鳥海アパート3号	酒田市	
県営新橋アパート	酒田市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営北新町アパート	酒田市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営三吉町アパート1号	新庄市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営三吉町アパート2号	新庄市	
県営三吉町アパート3号	新庄市	
県営若葉東アパート1号	新庄市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営若葉東アパート2号	新庄市	
県営若葉東アパート3号	新庄市	
県営南寒河江アパート1号	寒河江市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営南寒河江アパート2号	寒河江市	
県営塩水アパート1号	寒河江市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営塩水アパート2号	寒河江市	
県営塩水アパート3号	寒河江市	
県営塩水アパート4号	寒河江市	
県営塩水アパート5号	寒河江市	
県営塩水アパート6号	寒河江市	
県営土屋倉アパート1号	上山市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営土屋倉アパート2号	上山市	
県営土屋倉アパート3号	上山市	
県営金生アパート	上山市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営鷺ヶ袋アパート1号	上山市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営鷺ヶ袋アパート2号	上山市	
県営長清水アパート1号	上山市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営長清水アパート2号	上山市	
県営長清水アパート3号	上山市	
県営長清水アパート4号	上山市	
県営長清水アパート5号	上山市	
県営長清水アパート6号	上山市	

県営長清水アパート7号	上山市	
県営長清水アパート8号	上山市	
県営長清水アパート9号	上山市	
県営楯岡アパート	村山市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営楯岡中町アパート	村山市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営小出アパート1号	長井市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営小出アパート2号	長井市	
県営成田アパート	長井市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営屋城町アパート	長井市	通路、駐車場
県営日光アパート1号	天童市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営日光アパート2号	天童市	
県営日光アパート3号	天童市	
県営日光アパート4号	天童市	
県営日光アパート5号	天童市	
県営長岡アパート1号	天童市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営長岡アパート2号	天童市	
県営長岡アパート3号	天童市	
県営長岡アパート4号	天童市	
県営交り江アパート1号	天童市	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営交り江アパート2号	天童市	
県営天童駅西アパート1号	天童市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、
県営天童駅西アパート2号	天童市	駐車場
県営天童駅西アパート3号	天童市	
県営天童駅南アパート1号	天童市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、
県営天童駅南アパート2号	天童市	駐車場
県営天童南部アパート1号	天童市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、
県営天童南部アパート2号	天童市	駐車場
県営天童南部アパート3号	天童市	
県営天童南部アパート4号	天童市	
県営天童南部アパート5号	天童市	
県営東根中央アパート1号	東根市	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、
県営東根中央アパート2号	東根市	駐車場
県営東根中央アパート3号	東根市	
県営尾花沢アパート	尾花沢市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営関口アパート1号	南陽市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営関口アパート2号	南陽市	
県営関口アパート3号	南陽市	
県営桜木アパート1号	南陽市	広場及び緑地、通路、駐車場
県営桜木アパート2号	南陽市	
県営芦沢アパート	山辺町	通路

県営近江アパート1号	山辺町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営近江アパート2号	山辺町	
県営近江アパート3号	山辺町	
県営中原アパート1号	中山町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営中原アパート2号	中山町	
県営長崎アパート	中山町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営谷地アパート1号	河北町	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
県営谷地アパート2号	河北町	
県営左沢アパート	大江町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営大石田アパート	大石田町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営あけぼのアパート	大石田町	広場及び緑地、通路、駐車場
県営糠野目アパート	高島町	広場及び緑地、通路、駐車場
県営糠野目第2アパート	高島町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営大町アパート	高島町	広場及び緑地、通路、駐車場
県営館之北アパート	川西町	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
県営小国アパート1号	小国町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営小国アパート2号	小国町	
県営白鷹アパート	白鷹町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営宝前町住宅	白鷹町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営あらとアパート1号	白鷹町	広場及び緑地、通路、駐車場
県営あらとアパート2号	白鷹町	
県営飯豊アパート	飯豊町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営狩川アパート	庄内町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営余目アパート	庄内町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
県営遊佐アパート	遊佐町	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場

県営住宅等管理業務概要

(令和3年度実績)

1 募集事務

(1) 募集に関すること	
ア 空家住宅の把握及び整備状況の確認	550 件
イ 新築住宅の仕様及び鍵等の現地確認	0 件
ウ 募集パンフレットの作成・配布	1,143 件
エ 受付場所、期間及び抽選場所の決定	25 件
(2) 広報に関すること	
ア 市町村広報への掲載依頼	117 件
イ 県広報への掲載依頼	28 件
ウ 新聞、住宅関係雑誌等への掲載依頼	0 件
(3) 受付に関すること	
ア 入居申込書の受付	
(ア) 入居相談	2,511 件
(イ) 受付場所の準備	25 件
(ウ) 入居申込書の受理及び審査	266 件
(エ) 多数回落選者の検索	8 件
イ 入居申込者の確定及び申込者名簿の作成	249 件
ウ 公開抽選日の決定	25 件
エ 抽選番号票（公開抽選通知書）の送付	246 件
オ 申込状況データベースの登録	285 件
(4) 抽選に関すること	
ア 公開抽選会場の準備	15 件
イ 公開抽選の実施	13 件
ウ 当選者名簿、補欠者名簿の作成	163 件
エ 抽選結果の通知及び入居申込書の送付	269 件
オ 公開抽選結果の県への報告	15 件

2 入居事務

(1) 入居決定に関すること	
ア 入居許可書等の作成	
(ア) 入居関係書類の受付及び審査	168 件
(イ) 新規入居者の家賃の算定	168 件
(ウ) 入居許可書の作成	164 件
(エ) 入居可能日通知書の作成	154 件
(オ) 上記(ア)～(エ)に係る県への合議	177 件
イ 「入居者のしおり」等入居関係書類の作成	154 件
ウ 入居許可書、入居可能日通知書、敷金納入通知書、 使用請書及び「入居者のしおり」の送付	154 件
エ 入居説明会の開催	
(ア) 敷金納入状況の確認	154 件
(イ) 使用請書の受理及び審査	154 件
(ウ) 「入居者のしおり」等の配布及び説明	154 件
(エ) 現地説明会（鍵の交付）の実施	144 件

(オ) 入居者情報の管理システム入力 144 件

3 退去事務

(1) 退去手続に関すること

ア 退去届の受理及び審査	201 件
イ 明渡検査の実施及び修繕箇所の指示	235 件
ウ 明渡再検査の実施	55 件
エ 監理補助員へ退去者の通知	201 件
オ 日割計算家賃の算定及び検査結果の審査	176 件
カ 鍵の受け取り	201 件
キ 県に敷金返還依頼	196 件
ク 退去情報の管理システム入力	201 件

4 家賃・駐車場使用料収納事務

(1) 家賃収納に関すること

ア 家賃に係る入居者データの管理システム入力	1,767 件
イ 家賃調定資料（集合調定内訳書・納入通知書用紙）の作成及び県への送付	5,878 件
ウ 納入通知書の送付	5,968 件
エ 金融機関への口座振替データの伝送	30,508 件
オ 家賃の現金収納	365 件
キ 現金収納による県への納付	88 件
ク 収納データに基づく管理システム入力（消込み等）	6,865 件
ケ 収納資料（収入内訳書）の作成及び県への送付	60 件

(2) 駐車場使用料収納に関すること

ア 駐車場許可状況の整理	94 件
イ 納入通知書の送付	0 件
ウ 納入資料の作成	7 件
エ 駐車場使用料の現金収納	21 件
オ 現金収納による県への納付	21 件

(3) 家賃の減免について

ア 減免申請書の受付・審査	79 件
イ 減免決定通知書の作成及び県への合議	79 件
ウ 減免決定通知書の交付	79 件
エ 減免データの管理システム入力	79 件

(4) 過誤納付金に関すること

17 件

(5) 滞納整理に関すること

ア 未納者の確認及び台帳の作成・整理 （対策委員会資料含む。）	4,888 件
イ 未納者に対する納入指導	
（ア）催告状の作成	4,888 件
（イ）催告書の作成	679 件
（ウ）連帯保証人への指導依頼及び弁済請求文書の作成	929 件
（エ）上記（ア）～（ウ）に係る県への合議	6,495 件
（オ）上記（ア）～（ウ）の文書の入居者への送付	5,247 件
（カ）電話による催告	1,684 件

(キ) 臨戸訪問による指導（夜間含む。）	157 件
ウ 未納者対策に係る県との協議	5 件
(6) 不納欠損処理に関すること	
ア 不納欠損処分対象者の抽出及び県との協議	5 件
イ 不納欠損処分にに基づく未納者台帳の整理	1 件
5 収入申告事務に関すること	
(1) 収入の認定	
ア 収入申告書用紙の配布	3,009 件
イ 収入申告書の受付及び審査	3,079 件
ウ 収入申告書未提出者への指導及び収入申告請求書の作成 （県への合議）	400 件
エ 収入申告請求書の送付	129 件
オ 収入申告書未提出者の収入調査	21 件
カ 収入及び家賃の算定並びに収入等認定通知書の作成 （県への合議）	2,889 件
キ 収入認定状況の管理システムへの入力	2,889 件
(2) 収入の更正	
ア 収入認定結果に対する意見書の受理・審査	10 件
イ 収入認定更正通知書の作成（県への合議）	10 件
ウ 収入認定更正通知書の送付	10 件
(3) 高額所得者	
ア 高額所得者一覧表の作成・整理	15 件
イ 高額所得者への自発的明渡通知書の作成（県への合議）	15 件
ウ 高額所得者への事情呼出書の作成（県への合議）	2 件
エ 高額所得者との面談について県と事前打合せ	2 件
オ 高額所得者と県との面談への立会い	2 件
カ 明渡請求書の作成（県への合議）	0 件
キ 高額所得者対策に係る県との協議（明渡期限の延長等）	0 件
6 入居保管事務に関すること	
(1) 許認可	
ア 承認申請書の受付及び審査 （同居承認、継続使用承認、模様替、増築等）	62 件
イ 申請に対する処分決定に係る県への合議	64 件
ウ 処分決定通知書の送付	64 件
エ 承認状況の管理システムへの入力	62 件
(2) 届出	
ア 届出の受付及び審査	260 件
イ 届出状況の管理システムへの入力	259 件
(3) 無断退去	
ア 無断退去者の把握及び県への報告	0 件
イ 無断退去に係る調査（電気供給会社等）	0 件
ウ 親族、連帯保証人からの事情聴取	0 件
エ 無断退去に係る現地立入検査の実施	0 件
オ 連帯保証人等からの明渡届の受理及び県への報告	0 件

カ	再募集のための修繕の実施	0件
7	財産管理に関すること	
(1)	駐車場	
ア	駐車場使用許可申請書の受付・審査	382件
イ	申請の処分決定に係る県への合議	382件
ウ	駐車場使用許可書の交付	386件
エ	車庫証明書の交付（鈴川第二）	6件
(2)	社会福祉法人	
ア	使用状況の確認及び各種申請・届の受付	6件
8	建替事業に関すること	
(1)	建替計画	
(2)	説明会	
ア	入居者説明会への協力	0件
(3)	仮住居移転	
ア	仮住居への入居手続、家賃の徴収	0件
(4)	建替住宅移転	
ア	入居者への通知	
(ア)	各種書類（協定書等）の説明、預かり	0件
イ	特定入居手続	
(ア)	入居申込書の受付・審査	0件
(イ)	移転先（政策空家）の抽選	0件
(ウ)	入居許可に係る県への合議	0件
(エ)	入居許可書等の送付	0件
(オ)	使用請書の受付・審査	0件
ウ	住替えに係る入居者情報の管理システム入力（傾斜家賃等）	0件
エ	移転補償費に係る現地検査への協力（立会い）	0件
オ	建替に伴う移転者からの相談	0件
9	用途廃止に関すること	
(1)	用途廃止予定住宅の入居者への住替指導	0件
10	監理補助員に関すること	
(1)	団地に対する監理補助員の推薦依頼	78件
(2)	監理補助員委嘱状の交付	78件
(3)	監理補助員委嘱者の県への報告	78件
(4)	監理補助員研修会の実施	0件
11	防火管理に関すること	
(1)	防火管理者の選任	0件
(2)	消防計画の作成	0件
(3)	消火、避難訓練等の実施についての指導	64件
12	その他	
(1)	県営住宅に関する苦情処理	96件

(2) 苦情内容への対応（現地調査等）	43 件
(3) 苦情内容に関する県への情報提供	68 件
(4) 制度（家賃等）の改定等に伴う入居者説明会への協力	0 件
(5) 修繕費の支払い	1,862 件
(6) 冬期間の空家の水抜き	140 件
(7) 国照会関係データベースの作成及び報告	6 件
(8) 施設点検	304 件
(9) ガス機器点検、報告取り纏め	15 件
(10) 風呂釜設置による家賃の変更伺い	1 件
(11) 修繕指定業者の変更に伴う事務処理	9 件
(12) 緊急時の対応（連絡等）	32 件
(13) その他（単身高齢者安否確認）	1,339 件

県営住宅維持管理修繕及び保守管理業務概要

(業務内容)

1 県営住宅の維持修繕業務に関すること。(令和3年度実績 … 1,862件)

(1) 業務概要

ア 一般修繕(令和3年度実績 … 1,468件)

(ア) 住宅及び共同施設の基礎、土台、床、柱、屋根、階段等の構造上重要な部分の修繕

(イ) 給水、排水、電気、ガス施設等で構造上重要な部分の修繕

(ウ) 修繕グレードは原状回復レベルとする。

イ 退去修繕(令和3年度実績 … 394件)

(ア) 退去に伴う通常の修繕。

(イ) 修繕グレードは原状回復レベルとする。

ウ 緊急修繕(令和3年度実績 … 1件)

(ア) 火災・台風・地震等の際の緊急復旧修繕・点検等(本復旧工事は除く。)

(2) 施工業者の選定方法

入札による施工業者の選定を基本とするが、詳細については協定書で定めるものとする。

(3) 修繕の対応と仕様について

協定書で定めるものとする。

(4) 入居者との費用負担区分

ア 日常の使用に係る修繕については入居者負担とする。

イ 入居者の負担内容

(ア) 障子及びふすまの張り替えに要する費用

(イ) ガラスのはめ替えに要する費用

(ウ) 畳の表替え又は裏返しに要する費用

(エ) 建具の修繕及び建具に付属する鍵等金物類の修繕に要する費用

(オ) 床板等の消耗・汚損等による部分的な修繕に要する費用

(カ) 便所の臭気抜きの修繕及び取り替えに要する費用

(キ) 流し、調理台、コンロ台、戸棚、物入れ、物入れの棚板、郵便箱等の部分的な修繕に要する費用

(ク) 電球、反射がさ、スイッチ、コンセント、ソケット、ローゼットの下のコード、換気扇、ヒューズ等の修繕及び取り替えに要する費用

(ケ) ガス栓の修繕及び取り替えに要する費用

(コ) 給水栓の修繕及び取り替えに要する費用

(サ) 給水栓のパッキング類及び水洗便所、洗浄装置のパッキン類、ハンドル鎖等の修繕及び取り替えに要する費用

(シ) バランス釜及び給湯器の修理等に要する費用

(ス) その他前各号に類する修繕等に要する費用

維持修繕業務仕様

1 維持修繕業務の手順

(1) 修繕内容の確認等

- ア 修繕内容の確認のための現地調査を行う。
- イ 修繕工事の必要性及び負担区分の判定を行う。
- ウ 修繕内容が入居者負担となる場合は適切な説明と指示を行う。

(2) 維持修繕業務の実施

ア 修繕額が30万円（税込み）を超える一般修繕

- (ア) 刊行物（建設物価、積算資料等）による市場単価を考慮の上設計図書を作成する。
 - (イ) 上記設計図書を基に入札又は見積合わせにより第三者への発注を行う。
 - (ウ) 予定価格が100万円を超える修繕工事については、入札又は見積合わせの前に任意の様式により県に事前に報告し、必要に応じて指示を受けること。
- イ 修繕額が30万円以下の一般修繕及び退去修繕については、刊行物など市場単価を考慮して適正な価格で執行すること。

(3) 台帳整理

修繕工事を実施した場合は、その都度修繕台帳に内容を整理し保管すること。

(4) 県への報告

(2)のアに該当する修繕の執行状況を、四半期ごとに「維持修繕報告書(書式は協定書で定める。)」に設計図書並びに執行状況を証明できる書類（入札又は見積もり調書、契約書、発注書、請求書、支払伝票等の中から協定書で定める。）の写しを添付して、所管の総合支庁に報告すること。

2 維持修繕執行状況の調査

県は、必要があると認める場合は、維持修繕執行状況について実地に調査を行うことがある。

2 県営住宅の保守点検業務に関すること。（令和3年度実績 … 745件）

(1) 業務概要

保守管理業務とは、以下の保守点検と管理委託をいう。

ア 保守点検

部材の損耗状況を常時把握し、居住者等に対する事故を未然に防止するとともに、点検結果を修繕計画に的確に反映するための点検業務をいう。

イ 管理委託

給水槽等の清掃、水質検査等、常時適正な状態に維持することや樹木の管理を行なう業務をいう。

(2) 業務名称

ア 給水施設清掃	61団地	年1回
イ 浄化槽水質検査	3団地	年1回
ウ エレベーター点検	3団地	メンテ業者からの毎月報告
エ 消防設備点検	74団地	年2回
オ 建築物定期点検	76団地	年1回
カ 非常用照明定期点検	69団地	年1回
キ 植栽維持管理	各団地不定期	(令和3年度実績 46件)
ク その他住宅施設点検（遊具等の点検を含む。）	76団地	年4回（各四半期ごと）

（上記ア～キ以外の一般的な団地内の点検）

※各業務の詳細な仕様は「保守管理業務仕様」による。

(3) 主な業務

- ア 各種施設設備等の保守点検実施箇所の現地調査
- イ 保守点検業務の実施
- ウ 県への実績報告
- エ その他必要と認めるもの

保守管理業務仕様

1 給水施設清掃（簡易専用水道法定検査、受水槽及び高置水槽の清掃）

(1) 目的

給水施設の機能を十分に発揮させ、衛生的環境を確保する。

(2) 根拠法令

簡易専用水道…水道法第34条の2第2項

受水槽及び高置水槽の清掃…水道法34条の2第1項及び同法施行規則第55条

(3) 対象団地

団地名、棟名、詳細は「保守管理業務実施台帳」による。

(4) 業務内容

ア 法律に基づく簡易専用水道検査、受水槽及び高置水槽の清掃

イ 簡易専用水道、受水槽及び高置水槽の保守管理

2 浄化槽水質検査

(1) 目的

放流水の水質を定期的に検査し、浄化槽の保全状況を確認する。

(2) 根拠法令

浄化槽法第11条

(3) 対象団地

団地名、棟名、機器概要は「保守管理業務実施台帳」による。

(4) 業務内容

ア 法律に基づく浄化槽検査

イ 浄化槽の保守管理

3 エレベーター点検

(1) 目的

エレベーターの日常の管理と定期的な保守業務によって安全で快適な性能を維持する。

(2) 根拠法令

建築基準法第12条4項

(3) 対象団地

団地名、棟名は「保守管理業務実施台帳」による。

(4) 業務内容

法定定期検査（年1回）

定期点検（月1回）

4 消防設備点検

(1) 目的

防災設備を適正に維持する。

(2) 根拠法令

消防法第17条の3の3

(3) 対象団地

団地名、棟名、機器概要は「保守管理業務実施台帳」による。

(4) 業務内容

ア 法律に基づく消防設備定期検査

外観点検（年2回）・機能点検（年2回）・総合点検（年1回（※他の点検と兼ねるため実質年2回））

※県営住宅に設置されている消防設備 … 自動火災報知設備、非常警報設備、避難器具、消火器、連結送水管、誘導標識、防火防排煙設備、屋外消火栓等

5 建築物定期点検

(1) 目的

建築物の劣化状況の点検を行う。

(2) 根拠法令

建築基準法第12条2項

(3) 対象団地

区域内のすべての団地

(4) 業務内容

建築基準法に基づく建築物の定期点検（3年以内に1回）

6 非常用照明設備定期点検

(1) 目的

非常用照明を適正に維持する。

(2) 根拠法令

建築基準法第12条4項

(3) 対象団地

団地名、棟名は「保守管理業務実施台帳」による。

(4) 業務内容

建築基準法に基づく非常用照明設備の定期点検（1年以内に1回）

7 植栽維持管理

(1) 目的

快適な住環境を維持するため、植栽を維持管理する。

(2) 対象団地

区域内のすべての団地

(3) 業務内容

定期的に巡回し、必要に応じて剪定等の維持管理を行う。

8 その他住宅施設点検（遊具の点検を含む。）

(1) 目的

建物及び共同施設を定期的に点検し異常等を早期に発見、安全で快適な住環境を提供する。

(2) 対象団地

区域内のすべての団地

(3) 業務内容

定期的（年4回以上）に巡回し点検を行う。

県営住宅給水施設(貯水槽・高置水槽) 村山・最上地区

No.	団地名	住 所	受水槽				高置水槽				備考
			棟	容量(t)	構造	場所	棟	容量(t)	構造	場所	
	十日町	山形市十日町	1	18	FRP	屋外					
	鈴川第二	山形市鈴川町1-18-48	1・2	30	S	屋外地上	—	—	—	—	
			3・4・5	46	S	屋外地上	—	—	—	—	
	五十鈴	山形市大野目2-2-52	1・2・3	56	S	屋外地上	—	—	—	—	
	南山形	山形市南松原1-9-5	1・2・3・4・5	35	FRP	集会所地下	—	—	—	—	
	馬見ヶ崎	山形市円応寺21-27	1・2	17	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3.8	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	2	3.8	FRP	棟内屋上	
	検町	山形市検町4-12-16	1	18	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			2	18	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	5	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	2	5	FRP	棟内屋上	
	宮町	山形市宮町2-8-23	1・2・3・4	48	FRP	集会所地下	—	—	—	—	
	深町	山形市深町1-7-39	1・2・3・4	55	FRP	集会所地下	—	—	—	—	
	きたまち	山形市検町3-2-15	1・2・3	30	FRP	集会所地下	—	—	—	—	
	あたご	山形市小白川町5-27-15	1	25	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	土屋倉	上山市美咲町2-3	1・2・3	25	S	屋外地上	—	—	—	—	
	金生	上山市金生2-3	1	12	S	屋外地上	—	—	—	—	
	鷺ヶ袋	上山市旭町2-7-1	1・2	18	S	屋外地上	—	—	—	—	
	長岡	天童市中里1-2-1	1・2・3・4	18	S	屋外地上	—	—	—	—	
	交り江	天童市交り江5-10-1	1・2	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	2	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	2	2	FRP	棟内屋上	
	天童駅西	天童市駅西2-2-274	1・2・3	32	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	2.25	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	2	3	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	3	3	FRP	棟内屋上	
	天童駅南	天童市田鶴町4-18-17	1・2	31	FRP	集会所地下	—	—	—	—	
	近江	山辺町近江1-1	1・2・3	18	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	中原	中山町大字長崎881-2	1・2	18	S	屋外地上	—	—	—	—	
	長崎	中山町大字長崎8035-205	1	8	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	2.5	FRP	棟内屋上	
	南寒河江	寒河江市高屋字西浦100-5	1・2	18	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	塩水	寒河江市塩水46-1	1・2・3・4・5・6	18	FRP	屋外地上	—	—	—	—	
	左沢	大江町藤田字藤田原2643	1	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	4	FRP	棟内屋上	
	谷地	河北町谷地荒町東1-4-1	1	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	4	FRP	棟内屋上	
	楯岡	村山市楯岡笹田4-6-23	1	10	FRP	屋外地上	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3.375	FRP	棟内屋上	
	大石田	大石田町大石田甲623-157	1	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
	あけぼの	大石田町大石田丁227-4	1	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	東根中央	東根市中央4-3-2	1・2・3	28	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	尾花沢	尾花沢市新町1-9-36	1	8	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	三吉町	新庄市金沢1601	1・2	—	—	—	—	—	—	—	—
			3	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	1	3	FRP	棟屋上	
			—	—	—	—	2	3	FRP	棟屋上	
			—	—	—	—	3	3	FRP	棟屋上	
	若葉東	新庄市金沢1494-1	1	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			2	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			3	8	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3.25	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	2	3	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	3	2.25	FRP	棟内屋上	

※あけぼのの団地については、1/3を県費負担。残り2/3の金額は請負業者が大石田町役場建設課に直接請求するものとする。

県営住宅給水施設(貯水槽・高置水槽)

置賜地区

No.	団地名	住 所	受水槽				高置水槽				備考	
			棟	容量(t)	構造	場所	棟	容量(t)	構造	場所		
	太田町	米沢市太田町5-1-10	1・2・3・4	40	S	屋外地上	—	—	—	—		
	春日	米沢市春日5-2-43	1・2・3	30	S	屋外地上	—	—	—	—		
	中田第二	米沢市中田町901-2	1・2	24	FRP	屋外地上	—	—	—	—		
	玉ノ木	米沢市通町8-2-95	1	7.5	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	3.75	FRP	棟内屋上	
	成島	米沢市成島3-2-96	1・2	6	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
	米沢中央	米沢市中央7-5-77	1・2	18	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
	中田第一	米沢市中田町658-3	1・2・3・4・5・6	50	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
	相生	米沢市相生町7-65	1・2・3	45	S	屋外地上	—	—	—	—		
	関口	南陽市宮内352-3	1	6	S	屋外地上	—	—	—	—		
	桜木	南陽市三間通1229-2	1・2	14	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	—	2	3	FRP	棟内屋上	
	糠野目	高畠町大字福沢525-5	1	15	FRP	屋外地上	—	—	—	—		
	大町	高畠町大字高畠字町裏 695-12	1	7.5	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	3.75	FRP	棟内屋上	
	糠野目第二	高畠町福沢南21-2	1	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
	館之北	川西町大字中小松3017-1	1	27	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
	小出	長井市台町3-1	1・2	24	FRP	屋外地上	—	—	—	—		
	成田	長井市成田3102-3	1	8	FRP	屋外地上	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	2.25	FRP	棟内屋上	
	小国	小国町大字兵庫館3-3-9	1	7.5	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			2	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	—	2	3	FRP	棟内屋上	
	白鷹	白鷹町大字荒砥乙1482-1	1	7.5	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	3.75	FRP	棟内屋上	
	飯豊	飯豊町大字萩生3893-3	1	6	FRP	受水槽室	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	1	1.5	FRP	棟内屋上	

※ 館之北団地については、1/2を県費負担。残り1/2の金額は請負業者が川西町役場に直接請求するものとする。

県営住宅給水施設(貯水槽・高置水槽)

庄内地区

No.	団地名	住 所	受水槽				高置水槽				備考
			棟	容量(t)	構造	場所	棟	容量(t)	構造	場所	
	美原	鶴岡市美原町18-1	1・2・3・4	13	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	東部	鶴岡市朝陽町6-25	1・2・3	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	茅原	鶴岡市茅原草見鶴16-1	1	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			2	8	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			3	8	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	2	2.25	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	3	2.2	FRP	棟内屋上		
	城南	鶴岡市城南町9-34	1・2	24	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	末広	鶴岡市末広町23-63	1・2・3	26	S	屋外地上	—	—	—	—	
	北新町	酒田市北新町一丁目1-58		28	FRP	地下受水槽					PFI事業者が実施
	川南	酒田市若宮町2-1-1	1・2・3・4	—	—	—	—	—	—	—	直結増圧
			—	—	—	—	1	—	—	—	直結増圧
			—	—	—	—	2	—	—	—	直結増圧
			—	—	—	—	3	—	—	—	直結増圧
			—	—	—	—	4	—	—	—	直結増圧
			—	—	—	5	—	—	—	直結増圧	
	こがね	酒田市こがね町1-21-1	1	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			2	12	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			3	8	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	2	3	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	3	2.3	FRP	棟内屋上		
	東泉	酒田市東泉町4-15-21	1・2・3	32	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	2	2	FRP	棟内屋上	
			—	—	—	—	3	3	FRP	棟内屋上	
	鳥海	酒田市富士見町3-2-118	1・2・3	44	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
	新橋	酒田市新橋5-5-1	1	10	FRP	屋外地上	—	—	—	—	
	遊佐	遊佐町遊佐町田子10-2	1	6	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
	狩川	立川町狩川字山居22	1	6	FRP	受水槽室	—	—	—	—	
			—	—	—	—	1	3	FRP	棟内屋上	
	余目	余目町余目字大塚93-1	1	8	FRP	受水槽室	—	—	—	—	

別添3-3
保守管理業務実施台帳

山形県営住宅浄化槽設置団地

令和4年4月1日現在

団地名	地区名	設置年度	人槽
左沢	大江町	S54	100
中田第1	米沢市	H10	384
中田第2	米沢市	S60	200

山形県営住宅 エレベーター設置団地・委託内容

団地名	地区	号棟	委託内容	備考
十日町	山形市		エレベーター保守点検	令和8年度から追加
あたご	山形市		エレベーター保守点検	
関口	南陽市	1,2	エレベーター保守点検	
鳥海	酒田市	3	エレベーター保守点検	

消防設備設置状況(村山・最上)

団地名	棟	住所	防災設備							
			消火器(本)				避難器具(か所) (別紙1-1)		自動火災報知	
									非常警報設備	
									連結送水管	
						誘導標識				
			消火器 交換	消火薬剤 交換	上期点検	下期点検	上期点検	下期点検	上期点検	下期点検
					機器点検	機器点検	総合点検	機器点検	総合点検	機器点検
鈴川第2	1~5号棟	山形市鈴川町3-18-51	0	0	48	48	-----	-----	-----	-----
飯塚住宅	1~4号棟	山形市飯塚町1353-1	0	0	18	18	-----	-----	(別紙1-2・1-3)	(別紙1-2・1-3)
五十鈴	1~3号棟	山形市大野目2-2-52	0	0	46	46	-----	-----	-----	-----
南山形	1~5号棟	山形市南松原1-9-5	0	0	34	34	28	28	(別紙1-4)	(別紙1-4)
東山	1棟	山形市大字十文字6106	10	0	2	12	4	4	(別紙1-5・1-6)	(別紙1-5・1-6)
馬見ヶ崎	1・2号棟	山形市円応寺町21-26	0	0	28	28	-----	-----	-----	-----
桧町	1・2号棟	山形市桧町4-12-20	0	0	35	35	8	8	-----	-----
宮町	1~4号棟	山形市宮町2-8-26	0	0	45	45	33	33	-----	-----
深町	1~4号棟	山形市深町1-7-37	0	0	65	65	32	32	-----	-----
きたまち	1~3号棟	山形市桧町3-2-15	0	0	22	22	20	20	(別紙1-7)	(別紙1-7)
あたご	1棟	山形市小白川町5-27-15	0	0	31	31	-----	-----	(別紙1-8・1-9)	(別紙1-8・1-9)
土屋倉	1~3号棟	上市市美咲町2-3-1	0	0	23	23	21	21	-----	-----
金生	1棟	上市市金生1-13-13	0	0	10	10	-----	-----	-----	-----
鷺ヶ袋	1・2号棟	上市市旭町2-7-1	0	0	16	16	-----	-----	-----	-----
長清水	1~9号棟	上市市長清水1-10-19	0	0	31	31	36	36	(別紙1-10)	(別紙1-10)
日光	1~5号棟	天童市北久野本4-14-1	0	0	17	17	20	20	(別紙1-11)	(別紙1-11)
長岡	1~4号棟	天童市中里1-2-2	7	0	10	17	12	12	(別紙1-12・1-13)	(別紙1-12・1-13)
交り江	1・2号棟	天童市交り江5-10-2	0	0	13	13	-----	-----	-----	-----
天童駅西	1~3号棟	天童市駅西2-2-30	1	0	42	43	18	18	-----	-----
天童駅南	1・2号棟	天童市田鶴町4-18-17	0	0	29	29	-----	-----	(別紙1-14)	(別紙1-14)
天童南部	1~5号棟	天童市大字北目1968-1	0	0	41	41	42	42	(別紙1-15)	(別紙1-15)
芦沢	1棟	山辺町山辺字芦沢2084-7	0	0	2	2	-----	-----	-----	-----
近江	1~3号棟	山辺町近江1-1	0	0	21	21	10	10	-----	-----
中原	1・2号棟	中山町長崎881-2	0	0	26	26	12	12	-----	-----
長崎	1棟	中山町長崎8035-205	0	0	8	8	-----	-----	-----	-----
南寒河江	1・2号棟	寒河江市高屋字西浦100-5	2	0	11	13	12	12	-----	-----
塩水	1~6号棟	寒河江市寒河江字塩水46-1	9	0	11	20	12	12	-----	-----
左沢	1棟	大江町藤田字藤田原264-3	2	0	9	11	-----	-----	-----	-----
谷地	1・2号棟	河北町谷地荒町東1-4-1	0	0	19	19	4	4	-----	-----
楯岡	1棟	村山市楯岡笛田4-6-23	0	0	10	10	-----	-----	-----	-----
楯岡中町	1棟	村山市楯岡中町5-1	0	0	7	7	4	4	-----	-----
大石田	1棟	大石田町大石田甲623-157	0	0	7	7	-----	-----	-----	-----
あけぼの	1棟	大石田町大石田丁277-4	4	0	0	4	6	6	-----	-----
東根中央	1~3号棟	東根市中央4-3-2	10	7	7	24	18	18	-----	-----
尾花沢	1棟	尾花沢市新町1-9-36	0	0	10	10	6	6	-----	-----
三吉町	1~3号棟	新庄市金沢1601	5	0	14	19	-----	-----	-----	-----
若葉東	1~3号棟	新庄市金沢1494-1	2	0	15	17	-----	-----	-----	-----
合計			52	7	783	842	358	358		

※ 令和8年度から十日町団地の消防設備等及び建設設備の維持管理点検業務が加わる。

県営住宅避難器具リスト

団地名	棟番	建設年度	管理戸数	階数	避難口数	形状	備考
十日町	1	H16	30	7	-----	-----	令和8年度より追加
鈴川第2	1	S46	24	4	-----	-----	-----
鈴川第2	2	S48	24	4	-----	-----	-----
鈴川第2	3	S47	24	4	-----	-----	-----
鈴川第2	4	S47	24	4	-----	-----	-----
鈴川第2	5	S48	24	4	-----	-----	-----
飯塚住宅	1	H25	8	2	-----	-----	-----
飯塚住宅	2	H25	8	2	-----	-----	-----
飯塚住宅	3	H26	8	2	-----	-----	-----
飯塚住宅	4	H26	8	2	-----	-----	-----
五十鈴	1	S49	40	5	-----	-----	-----
五十鈴	2	S49	30	5	-----	-----	-----
五十鈴	3	S50	40	5	-----	-----	-----
南山形	1	H2	18	3	12	-----	-----
南山形	2	H3	12	3	8	-----	-----
南山形	3	H4	6	3	4	-----	-----
南山形	4	S45	24	4	-----	-----	-----
南山形	5	H4	6	3	4	-----	-----
東山		H12	16	2	4	-----	-----
馬見ヶ崎	1	S53	30	5	-----	-----	-----
馬見ヶ崎	2	S53	30	5	-----	-----	-----
桧町	1	S57	40	5	-----	-----	-----
桧町	2	S58	40	5	8	-----	-----
宮町	1	S59	40	5	16	-----	-----
宮町	2	S60	14	4	5	-----	-----
宮町	3	S60	16	4	6	-----	-----
宮町	4	S60	16	4	6	-----	-----
深町	1	S61	30	5	8	-----	-----
深町	2	S62	20	5	8	-----	-----
深町	3	S63	30	5	8	-----	-----
深町	4	H1	20	5	8	-----	-----
きたまち	1	H3	18	3	6	-----	-----
きたまち	2	H3	18	3	6	-----	-----
きたまち	3	H4	24	4	8	-----	-----
あたご		H4	62	9	-----	-----	-----
日光	1	H4	7	3	4	-----	-----
日光	2	H5	6	3	4	-----	-----
日光	3	H6	6	3	4	-----	-----
日光	4	H7	6	3	4	-----	-----
日光	5	H8	6	3	4	-----	-----
長岡	1	H8	8	4	3	-----	-----

県営住宅避難器具リスト

団地名	棟番	建設年度	管理戸数	階数	避難口数	形状	備考
長岡	2	H8	12	3	4	-----	-----
長岡	3	H10	6	3	2	-----	-----
長岡	4	H10	8	4	3	-----	-----
交り江	1	S54	12	3	-----	-----	-----
交り江	2	S54	12	3	-----	-----	-----
天童駅西	1	S58	16	4	6	-----	-----
天童駅西	2	S59	24	4	6	-----	-----
天童駅西	3	S59	24	4	6	-----	-----
天童駅南	1	H2	24	4	-----	-----	-----
天童駅南	2	H3	30	5	-----	-----	-----
天童南部	1	H8	21	3	14	-----	-----
天童南部	2	H8	16	2	8	-----	-----
天童南部	3	H8	11	4	8	-----	-----
天童南部	4	H9	12	2	6	-----	-----
天童南部	5	H9	12	2	6	-----	-----
土屋倉	1	S42	16	4	6	-----	-----
土屋倉	2	S43	16	4	6	-----	-----
土屋倉	3	S44	24	4	9	-----	-----
金生		S48	24	4	-----	-----	-----
鷺ヶ袋	1	S51	24	4	-----	-----	-----
鷺ヶ袋	2	S52	16	4	-----	-----	-----
長清水	1	H5	6	3	4	-----	-----
長清水	2	H5	6	3	4	-----	-----
長清水	3	H6	6	3	4	-----	-----
長清水	4	H6	6	3	4	-----	-----
長清水	5	H6	6	3	4	-----	-----
長清水	6	H6	6	3	4	-----	-----
長清水	7	H6	6	3	4	-----	-----
長清水	8	H7	6	3	4	-----	-----
長清水	9	H7	6	3	4	-----	-----
中原	1	H6	24	4	6	-----	-----
中原	2	H7	24	4	6	-----	-----
長崎		S55	16	4	-----	-----	-----
芦沢		S49	6	2	-----	-----	-----
近江	1	S61	24	4	6	-----	-----
近江	2	S63	5	3	2	-----	-----
近江	3	S63	5	3	2	-----	-----
塩水	1	H10	6	3	2	-----	-----
塩水	2	H10	6	3	2	-----	-----
塩水	3	H10	6	3	2	-----	-----
塩水	4	H11	6	3	2	-----	-----

県営住宅避難器具リスト

団地名	棟番	建設年度	管理戸数	階数	避難口数	形状	備考
塩水	5	H11	6	3	2	-----	-----
塩水	6	H11	6	3	2	-----	-----
南寒河江	1	S60	16	4	6	-----	-----
南寒河江	2	S60	16	4	6	-----	-----
左沢		S54	24	4	-----	-----	-----
谷地	1	S55	24	4	-----	-----	-----
谷地	2	H5	12	3	4	-----	-----
東根中央	1	S62	24	4	6	-----	-----
東根中央	2	S63	16	4	6	-----	-----
東根中央	3	H1	16	4	6	-----	-----
尾花沢		H2	16	4	6	-----	-----
楯岡中町		H7	12	3	4	-----	-----
楯岡		S51	24	4	-----	-----	-----
大石田		S56	16	4	-----	-----	-----
あけぼの		H4	8	4	6	-----	-----
合計					358		

飯塚住宅点検業務内容

1号棟

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備	上期点検(総合点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級 回線		1 面
差動式スポット型感知器		112 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		3 個
表示灯		3 個
電鈴		4 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式
室外表示灯		— 個

自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級 回線		1 面
差動式スポット型感知器		112 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		3 個
表示灯		3 個
電鈴		4 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
室外表示灯		— 個

2号棟

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備	上期点検(総合点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級 回線		1 面
差動式スポット型感知器		112 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		3 個
表示灯		3 個
電鈴		4 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式
室外表示灯		— 個

自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級 回線		1 面
差動式スポット型感知器		112 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		3 個
表示灯		3 個
電鈴		4 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
室外表示灯		— 個

飯塚住宅点検業務内容

3号棟

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 (内容)	上期点検(総合点検)	1 式
受信機P型1級 回線		1 面
差動式スポット型感知器		112 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		3 個
表示灯		3 個
電鈴		4 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式
室外表示灯		— 個

自動火災報知設備 (内容)	下期点検(機器点検)	1 式
受信機P型1級 回線		1 面
差動式スポット型感知器		112 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		3 個
表示灯		3 個
電鈴		4 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
室外表示灯		— 個

4号棟

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 (内容)	上期点検(総合点検)	1 式
受信機P型1級 回線		1 面
差動式スポット型感知器		112 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		3 個
表示灯		3 個
電鈴		4 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式
室外表示灯		— 個

自動火災報知設備 (内容)	下期点検(機器点検)	1 式
受信機P型1級 回線		1 面
差動式スポット型感知器		112 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		3 個
表示灯		3 個
電鈴		4 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
室外表示灯		— 個

飯塚住宅 1号棟 ~ 4号棟

誘導標識

	設置場所		24箇所
	番号	設置場所	
避難口誘導標識	1	1号棟 1階通路西側出口	
	2	1号棟 1階西側階段口前	
	3	1号棟 2階西側階段室	
	4	1号棟 1階通路東側出口	
	5	1号棟 1階東側階段口前	
	6	1号棟 2階東側階段室	
	7	2号棟 1階通路西側出口	
	8	2号棟 1階西側階段口前	
	9	2号棟 2階西側階段室	
	10	2号棟 1階通路東側出口	
	11	2号棟 1階東側階段口前	
	12	2号棟 2階東側階段室	
	13	3号棟 1階通路西側出口	
	14	3号棟 1階西側階段口前	
	15	3号棟 2階西側階段室	
	16	3号棟 1階通路東側出口	
	17	3号棟 1階東側階段口前	
	18	3号棟 2階東側階段室	
	19	4号棟 1階通路西側出口	
	20	4号棟 1階西側階段口前	
	21	4号棟 2階西側階段室	
	22	4号棟 1階通路東側出口	
	23	4号棟 1階東側階段口前	
	24	4号棟 2階東側階段室	

南山形団地 1号棟 ~ 5号棟

誘導標識				
避難口誘導標識	設置場所			15箇所
	1	1号棟	5ヶ所	
	2	2号棟	3ヶ所	
	3	3号棟	1ヶ所	
	4	4号棟	3ヶ所	
	5	5号棟	1ヶ所	
	6	集会所	2ヶ所	
通路誘導標識	設置場所			23箇所
	1	1号棟	階段おどり場 6ヶ所	
	2	2号棟	階段おどり場 4ヶ所	
	3	3号棟	階段おどり場 2ヶ所	
	4	4号棟	階段おどり場 9ヶ所	
	5	5号棟	階段おどり場 2ヶ所	

東山団地点検業務内容

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 (内容)	上期点検(総合点検)	1 式
受信機P型1級10回線		1 面
差動式スポット型感知器		73 個
定温式スポット型感知器		68 個
光電式スポット型感知器		6 個
発信機		4 個
表示灯		4 個
電鈴		13 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式
室外表示灯		16 個

自動火災報知設備 (内容)	下期点検(機器点検)	1 式
受信機P型1級10回線		1 面
差動式スポット型感知器		73 個
定温式スポット型感知器		68 個
光電式スポット型感知器		6 個
発信機		4 個
表示灯		4 個
電鈴		13 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
室外表示灯		16 個

東山住宅

誘導標識			
避難口誘導標識	設置場所		5箇所
	1	1階ホール入口	
	2	2階東階段	
	3	2階中央階段(上段)	
	4	2階中央階段(中段)	
5	2階南階段		
設置場所			14箇所
通路誘導標識	1	1階101号室前	
	2	1階103号室前	
	3	1階105号室前	
	4	1階107号室前	
	5	1階中央階段(下段)	
	6	1階中央階段(上段)	
	7	1階集会所前	
	8	2階202号室前	
	9	2階204号室前	
	10	2階205号室前	
	11	2階207号室前	
	12	2階廊下北西	
	13	2階廊下中央	
	14	2階中央階段前	

きたまち団地 1号棟 ~ 3号棟

誘導標識			
	設置場所		13箇所
	避難口誘導標識	1	1号棟
2		1号棟	1階中北出入口
3		1号棟	1階中南出入口
4		1号棟	1階西出入口
1		2号棟	1階東出入口
2		2号棟	1階中北出入口
3		2号棟	1階中南出入口
4		2号棟	1階西出入口
1		3号棟	1階東出入口
2		3号棟	1階中東出入口
3		3号棟	1階中西出入口
4	3号棟	1階西出入口	
1	集会室		
誘導標識			
	設置場所		20箇所
	通路誘導標識	1	1号棟
2		1号棟	東階段 2階~3階踊り場
3		1号棟	中央階段 1階~2階踊り場
4		1号棟	中央階段 2階~3階踊り場
5		1号棟	西階段 1階~2階踊り場
6		1号棟	西階段 2階~3階踊り場
1		2号棟	東階段 1階~2階踊り場
2		2号棟	東階段 2階~3階踊り場
3		2号棟	中央階段 1階~2階踊り場
4		2号棟	中央階段 2階~3階踊り場
5		2号棟	西階段 1階~2階踊り場
6		2号棟	西階段 2階~3階踊り場
1		3号棟	東階段 1階~2階踊り場
2		3号棟	東階段 2階~3階踊り場
3		3号棟	中東階段 1階~2階踊り場
4		3号棟	中東階段 2階~3階踊り場
5		3号棟	中西階段 1階~2階踊り場
6		3号棟	中西階段 2階~3階踊り場
7		3号棟	西階段 1階~2階踊り場
8		3号棟	西階段 2階~3階踊り場

あたご団地点検業務内容

<非常警報設備>

非常警報設備	上期点検(総合点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級25回線		1 面
発信機		18 個
表示灯		18 個
電鈴		45 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式
非常警報設備	下期点検(機器点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級25回線		1 面
発信機		18 個
表示灯		18 個
電鈴		45 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組

<連結送水管設備>

連結送水管設備	上期点検(総合点検)	1 式
(内容)		
表示灯		7 個
放水口		7 台
送水口		1 台
連結送水管設備	下期点検(機器)	1 式
(内容)		
表示灯		7 個
放水口		7 台
送水口		1 台

あたご 団地

誘導標識			
避難口誘導標識	設置場所		25箇所
	1	エントランスホール 北、南出入口 物置に1枚	
	2	東側階段出入口、中央階段出入口、西側階段出入口	
	3	〃	
	4	〃	
	5	〃	
	6	〃	
	7	〃	
	8	〃	
	9	RF 1枚	
設置場所			32箇所
通路誘導標識	1	東側廊下、西側廊下 各2枚ずつ	
	2	〃	
	3	〃	
	4	〃	
	5	〃	
	6	〃	
	7	〃	
	8	〃	

長清水団地 1号棟 ~ 9号棟

誘導標識		設置場所		15箇所
避難口誘導標識	1	3号棟	1階出入口2ヶ所	
	2	4号棟	1階出入口2ヶ所	
	3	5号棟	1階出入口2ヶ所	
	4	6号棟	1階出入口2ヶ所	
	5	7号棟	1階出入口2ヶ所	
	6	8号棟	1階出入口2ヶ所	
	7	9号棟	1階出入口2ヶ所	
	8	集会室	集会室出入口	

日光団地 1号棟

誘導標識				
通路誘導標識	設置場所			2箇所
	1	1号棟	階段 1階～2階おどり場	
	2	1号棟	階段 2階～3階おどり場	

長岡団地点検業務内容

1号棟

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 (内容)	上期点検(総合点検)	1 式
受信機P型1級15回線		1 面
差動式スポット型感知器		48 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		1 個
発信機		4 個
表示灯		4 個
電鈴		7 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式
室外表示灯		8 個

自動火災報知設備 (内容)	下期点検(機器点検)	1 式
受信機P型1級15回線		1 面
差動式スポット型感知器		48 個
定温式スポット型感知器		24 個
光電式スポット型感知器		1 個
発信機		4 個
表示灯		4 個
電鈴		7 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
室外表示灯		8 個

2号棟

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 (内容)	上期点検(総合点検)	1 式
受信機P型1級10回線		2 面
差動式スポット型感知器		78 個
定温式スポット型感知器		36 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		6 個
表示灯		6 個
電鈴		10 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式
室外表示灯		12 個

自動火災報知設備 (内容)	下期点検(機器点検)	1 式
受信機P型1級10回線		2 面
差動式スポット型感知器		78 個
定温式スポット型感知器		36 個
光電式スポット型感知器		2 個
発信機		6 個
表示灯		6 個
電鈴		10 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
室外表示灯		12 個

長岡団地点検業務内容

3号棟

<共同住宅用自動火災報知設備>

共同住宅用自動火災報知設備	上期点検(総合点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級10回線		1 面
住戸用受信機GP3級		9 台
中継器		8 台
差動式スポット型感知器		24 個
定温式スポット型感知器		6 個
光電式スポット型感知器		1 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式

共同住宅用自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級10回線		1 面
住戸用受信機GP級		9 台
中継器		8 台
差動式スポット型感知器		24 個
定温式スポット型感知器		6 個
光電式スポット型感知器		1 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組

4号棟

<共同住宅用自動火災報知設備>

共同住宅用自動火災報知設備	上期点検(総合点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級10回線		1 面
住戸用受信機GP3級		11 台
中継器		10 台
差動式スポット型感知器		32 個
定温式スポット型感知器		8 個
光電式スポット型感知器		1 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組
配線点検費		1 式

共同住宅用自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	1 式
(内容)		
受信機P型1級10回線		1 面
住戸用受信機GP3級		11 台
中継器		10 台
差動式スポット型感知器		32 個
定温式スポット型感知器		8 個
光電式スポット型感知器		1 個
電源装置(常用)		1 組
電源装置(予備)		1 組

長岡団地 1号棟 ~ 4号棟

誘導標識				
避難口誘導標識	設置場所			5箇所
	1	1号棟	1階出入口	
	2	2号棟	1階東出入口	
	3	2号棟	1階西出入口	
	4	3号棟	1階共用出入口	
	5	4号棟	1階共用出入口	
設置場所				12箇所
通路誘導標識	1	1号棟	1階~2階踊り場	
	2	1号棟	2階~3階踊り場	
	3	1号棟	3階~4階踊り場	
	4	2号棟	西1階~2階踊り場	
	5	2号棟	西2階~3階踊り場	
	6	2号棟	東1階~2階踊り場	
	7	2号棟	東2階~3階踊り場	
	8	3号棟	1階~2階踊り場	
	9	3号棟	2階~3階踊り場	
	10	4号棟	1階~2階踊り場	
	11	4号棟	2階~3階踊り場	
	12	4号棟	3階~4階踊り場	

天童駅南団地 1号棟 ~ 2号棟

誘導標識			
	設置場所		21箇所
	通路誘導標識	1	1号棟
2		1号棟	東側階段2階~3階踊り場
3		1号棟	東側階段3階~4階踊り場
4		1号棟	中央階段1階~2階踊り場
5		1号棟	中央階段2階~3階踊り場
6		1号棟	中央階段3階~4階踊り場
7		1号棟	西側階段1階~2階踊り場
8		1号棟	西側階段2階~3階踊り場
9		1号棟	西側階段3階~4階踊り場
1		2号棟	東側階段1階~2階踊り場
2		2号棟	東側階段2階~3階踊り場
3		2号棟	東側階段3階~4階踊り場
4	2号棟	東側階段4階~5階踊り場	
5	2号棟	中央階段1階~2階踊り場	
6	2号棟	中央階段2階~3階踊り場	
7	2号棟	中央階段3階~4階踊り場	
8	2号棟	中央階段4階~5階踊り場	
9	2号棟	西側階段1階~2階踊り場	
10	2号棟	西側階段2階~3階踊り場	
11	2号棟	西側階段3階~4階踊り場	
12	2号棟	西側階段4階~5階踊り場	
誘導標識			
	設置場所		8箇所
	1	1号棟	1階東側出入口
避難口誘導標識	2	1号棟	1階中央出入口
	3	1号棟	1階西側出入口
	4	2号棟	1階東側出入口
	5	2号棟	1階中央出入口
	6	2号棟	1階西側出入口
	7	集会室	1階東側出入口
	8	集会室	1階西側出入口

天童南部団地点検業務内容

1号棟

<非常警報設備>

非常警報設備 (内容)	上期点検(総合点検)	1 式
操作装置		9 台
電源装置(常用)		1 式
配線点検費		1 式
非常警報設備 (内容)	下期点検(機器点検)	1 式
操作装置		9 台
電源装置(常用)		1 式

2号棟

<非常警報設備>

非常警報設備 (内容)	上期点検(総合点検)	1 式
操作装置		8 台
電源装置(常用)		1 式
配線点検費		1 式
非常警報設備 (内容)	下期点検(機器点検)	1 式
操作装置		8 台
電源装置(常用)		1 式

3号棟

<非常警報設備>

非常警報設備 (内容)	上期点検(総合点検)	1 式
操作装置		4 台
電源装置(常用)		1 式
配線点検費		1 式
非常警報設備 (内容)	下期点検(機器点検)	1 式
操作装置		4 台
電源装置(常用)		1 式

天童南部団地点検業務内容

4号棟

<非常警報設備>

非常警報設備	上期点検(総合点検)	1 式
(内容)		
操作装置		6 台
電源装置(常用)		1 式
配線点検費		1 式
非常警報設備	下期点検(機器点検)	1 式
(内容)		
操作装置		6 台
電源装置(常用)		1 式

5号棟

<非常警報設備>

非常警報設備	上期点検(総合点検)	1 式
(内容)		
操作装置		6 台
電源装置(常用)		1 式
配線点検費		1 式
非常警報設備	下期点検(機器点検)	1 式
(内容)		
操作装置		6 台
電源装置(常用)		1 式

消防設備設置状況(置賜)

団地名	棟	住所	防災設備								誘導灯・誘導標識点検 (別紙2-6)
			消火器(本)				避難器具(か所) (別紙2-1)		自動火災報知 非常警報設備 連結送水管		
			消火器 交換	消火薬剤 交換	上期点検	下期点検	上期点検	下期点検	上期点検	下期点検	
					機器点検	機器点検	総合点検	機器点検	総合点検	機器点検	
太田町	1~4号棟		0	0	27	27	16	16	-----	-----	-----
春日	1~3号棟		0	0	26	26	24	24	(別紙2-2)	(別紙2-2)	6
中田第2	1・2号棟		0	0	18	18	-----	-----	-----	-----	-----
玉ノ木	1号棟		0	9	0	9	-----	-----	-----	-----	-----
成島	1・2棟		0	0	10	10	4	4	-----	-----	-----
米沢中央	1・2号棟		7	0	6	13	12	12	-----	-----	-----
中田第1	1~6号棟		0	0	52	52	52	52	(別紙2-3)	(別紙2-3)	22
相生	1~3号棟		1	0	37	38	24	24	-----	-----	-----
関口	1~3号棟		10	0	20	30	15	15	(別紙2-4)	(別紙2-4)	37
桜木	1・2号棟		12	0	0	12	-----	-----	-----	-----	-----
糠野目	1棟		9	0	0	9	-----	-----	-----	-----	-----
大町	1号棟		0	0	6	6	-----	-----	-----	-----	-----
糠野目第2	1棟		0	9	0	9	6	6	-----	-----	-----
館之北	1号棟		0	6	1	7	4	4	-----	-----	-----
小出	1・2号棟		0	0	13	13	-----	-----	-----	-----	-----
成田	1号棟		0	0	6	6	-----	-----	-----	-----	-----
小国	1・2号棟		0	0	16	16	-----	-----	-----	-----	-----
白鷹	1号棟		0	0	8	8	-----	-----	-----	-----	-----
宝前町			0	0	10	10	-----	-----	-----	-----	-----
あらと	1・2号棟		0	0	10	10	12	12	(別紙2-5)	(別紙2-5)	-----
飯豊	1号棟		0	0	6	6	-----	-----	-----	-----	-----
屋城町			0	0	12	12	-----	-----	-----	-----	-----
合計			39	24	284	347	169	169			65

県営住宅器具リスト

団地名	棟番	建設年度	管理戸数	階数	消火器数	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	誘導灯・誘導標識点検	避難口数	形状	備考
太田町	1	H6	12	3階	27	----	----	----	4	-----	2F…2台 3F…2台
	2	H6	18	3階		----	----	----	4	-----	2F…2台 3F…2台
	3	H7	18	3階		----	----	----	4	-----	2F…2台 3F…2台
	4	H7	12	3階		----	----	----	4	-----	2F…2台 3F…2台
春日	1	S57	16	4階	26	----	----	----	----	-----	-----
	2	S58	16	4階		----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
	3	H8	24	4階		●	●	6	18	-----	2F…6台 3F…6台 4F…6台
中田第2	1	S51	24	4階	18	----	----	----	----	-----	-----
	2	S52	24	4階		----	----	----	----	-----	-----
玉ノ木	1	S54	24	4階	9	----	----	----	----	-----	-----
成島	1	S55	18	3階	10	----	----	----	----	-----	-----
	2	S59	12	3階		----	----	----	4	-----	2F…2台 3F…2台
米沢中央	1	S62	16	4階	13	----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
	2	S63	16	4階		----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
中田第1	1	H4	12	3階	52	----	----	----	4	-----	2F…2台 3F…2台
	2	H6	16	4階		----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
	3	H7	16	4階		----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
	4	H9	18	3階		----	●	6	12	-----	2F…6台 3F…6台
	5	H10	18	3階		----	●	6	12	-----	2F…6台 3F…6台 4F…6台
	6	H10	16	4階		----	●	10	12	-----	2F…4台 3F…4台 4F…4台
相生	1	H4	18	3階	38	----	----	----	6	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台
	2	H4	27	5階		----	----	----	9	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台 4F…2台 5F…1台
	3	H5	27	5階		----	----	----	9	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台 4F…2台 5F…1台

県営住宅器具リスト

団地名	棟番	建設年度	管理戸数	階数	消火器数	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	誘導灯・誘導標識点検	避難口数	形状	備考
関口	1	H13	16	4階	30	----	●	12	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
	2	H14	18	3階		----	●	15	6	-----	2F…3台 3F…3台
	3	H16	10	2階		----	●	10	3	-----	2F…3台
桜木	1	S55	16	4階	12	----	----	----	-----	-----	-----
	2	S55	16	4階		----	----	----	-----	-----	-----
糠野目	1	S51	24	4階	9	----	----	----	-----	-----	-----
大町	1	S54	16	4階	6				-----	-----	-----
糠野目第2	1	S60	24	4階	9	----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
館之北	1	H3	18	4階	7	----	----	----	4	-----	2F…2台 3F…1台 4F…1台
あらと	1		12	3階	10	----	●	----	8	-----	2F…4台 3F…4台
	2		6	3階		----	●	----	4	-----	2F…2台 3F…2台
合計			594		276			65	169		

春日団地点検業務内容

1号棟

<屋内消火栓設備>

屋内消火栓設備	上期点検(総合点検)	1
	(内容)	
	加圧送水装置 ポンプ、モーター	1式
	操作盤	1式
	消火栓 屋内	12基
	起動用スイッチ	12個
	呼水装置	1式
	常用電源	1式
	配線点検	1式
	放水試験	1式

屋内消火栓設備	下期点検(機器点検)	1
	(内容)	
	加圧送水装置 ポンプ、モーター	1式
	操作盤	1式
	消火栓 屋内	12基
	起動用スイッチ	12個
	呼水装置	1式
	常用電源	1式
	配線点検	1式

春日団地点検業務内容

自動火災報知設備	上期点検 (総合点検)		1
	(内容)		
	受信機	P型1級 15L	1 式
	発信機	P型1級	12 個
	表示灯		12 個
	電鈴		12 個
	熱感知器	差動式スポット	21 個
	煙感知器	光学式スポット	4 個
	住宅情報盤	GP-3	24 面
	ドアホン	警報表示付	24 個
	中継器	遠隔試験機能付	24 個
	熱感知器 住戸用	差動式スポット	90 個
	熱感知器 住戸用	光学式スポット	72 個
	電鈴		24 個
	常用電源		1 式
	配線点検		1 式
	自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	
(内容)			
受信機		P型1級 15L	1 式
発信機		P型1級	12 個
表示灯			12 個
電鈴			12 個
熱感知器		差動式スポット	21 個
煙感知器		光学式スポット	4 個
住宅情報盤		GP-3	24 面
ドアホン		警報表示付	24 個
中継器		遠隔試験機能付	24 個
熱感知器 住戸用		差動式スポット	90 個
熱感知器 住戸用		光学式スポット	72 個
電鈴			24 個
常用電源			1 式

春日団地点検業務内容

2号棟

<屋内消火栓設備>

屋内消火栓設備	上期点検 (総合点検)	1
	(内容)	
	加圧送水装置 ポンプ、モーター	1 式
	操作盤	1 式
	消火栓 屋内	12 基
	起動用スイッチ	12 個
	呼水装置	1 式
	常用電源	1 式
	配線点検	1 式
	放水試験	1 式

屋内消火栓設備	下期点検(機器点検)	1
	(内容)	
	加圧送水装置 ポンプ、モーター	1 式
	操作盤	1 式
	消火栓 屋内	12 基
	起動用スイッチ	12 個
	呼水装置	1 式
	常用電源	1 式
	配線点検	1 式

春日団地点検業務内容

自動火災報知設備	上期点検 (総合点検)		1
	(内容)		
	受信機	P型1級 15L	1 式
	発信機	P型1級	12 個
	表示灯		12 個
	電鈴		12 個
	熱感知器	差動式スポット	21 個
	煙感知器	光学式スポット	4 個
	住宅情報盤	GP-3	24 面
	ドアホン	警報表示付	24 個
	中継器	遠隔試験機能付	24 個
	熱感知器 住戸用	差動式スポット	90 個
	熱感知器 住戸用	光学式スポット	72 個
	電鈴		24 個
	常用電源		1 式
	配線点検		1 式
自動火災報知設備	下期点検(機器点検)		1
	(内容)		
	受信機	P型1級 15L	1 式
	発信機	P型1級	12 個
	表示灯		12 個
	電鈴		12 個
	熱感知器	差動式スポット	21 個
	煙感知器	光学式スポット	4 個
	住宅情報盤	GP-3	24 面
	ドアホン	警報表示付	24 個
	中継器	遠隔試験機能付	24 個
	熱感知器 住戸用	差動式スポット	90 個
	熱感知器 住戸用	光学式スポット	72 個
	電鈴		24 個
	常用電源		1 式

春日団地点検業務内容

3号棟

<屋内消火栓設備>

屋内消火栓設備	上期点検(総合点検)	1
	(内容)	
	加圧送水装置 ポンプ、モーター	1 式
	操作盤	1 式
	消火栓 屋内	12 基
	起動用スイッチ	12 個
	呼水装置	1 式
	常用電源	1 式
	配線点検	1 式
	放水試験	1 式

屋内消火栓設備	下期点検(機器点検)	1
	(内容)	
	加圧送水装置 ポンプ、モーター	1 式
	操作盤	1 式
	消火栓 屋内	12 基
	起動用スイッチ	12 個
	呼水装置	1 式
	常用電源	1 式
	配線点検	1 式

春日団地点検業務内容

自動火災報知設備	上期点検 (総合点検)		1
	(内容)		
	受信機	P型1級 15L	1 式
	発信機	P型1級	12 個
	表示灯		12 個
	電鈴		12 個
	熱感知器	差動式スポット	21 個
	煙感知器	光学式スポット	4 個
	住宅情報盤	GP-3	24 面
	ドアホン	警報表示付	24 個
	中継器	遠隔試験機能付	24 個
	熱感知器 住戸用	差動式スポット	90 個
	熱感知器 住戸用	光学式スポット	72 個
	電鈴		24 個
	常用電源		1 式
	配線点検		1 式
	自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	
(内容)			
受信機		P型1級 15L	1 式
発信機		P型1級	12 個
表示灯			12 個
電鈴			12 個
熱感知器		差動式スポット	21 個
煙感知器		光学式スポット	4 個
住宅情報盤		GP-3	24 面
ドアホン		警報表示付	24 個
中継器		遠隔試験機能付	24 個
熱感知器 住戸用		差動式スポット	90 個
熱感知器 住戸用		光学式スポット	72 個
電鈴			24 個
常用電源			1 式

中田第1団地点検業務内容

1号棟

自動火災報知設備

上期点検(総合点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個
配線点検		1 式

自動火災報知設備

下期点検(機器点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個

中田第1団地点検業務内容

2号棟

自動火災報知設備

上期点検(総合点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個
配線点検		1 式

自動火災報知設備

下期点検(機器点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個

中田第1団地点検業務内容

3号棟

自動火災報知設備

上期点検(総合点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個
配線点検		1 式

自動火災報知設備

下期点検(機器点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個

中田第1団地点検業務内容

4号棟

自動火災報知設備

上期点検(総合点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個
配線点検		1 式

自動火災報知設備

下期点検(機器点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個

中田第1団地点検業務内容

5号棟

自動火災報知設備

上期点検(総合点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個
配線点検		1 式

自動火災報知設備

下期点検(機器点検)		1
(内容)		
統合盤 R型受信機		1 式
非常電源装置		1 台
スポット型感知器特種	試験機能付	18 個
スポット型感知器	差動式 補償式	27 個
煙感知器	イオン化式 光学式	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機		18 個
戸外表示器	遠隔試験端子付	18 面
スポット型感知器2種	試験機能付	48 個
スピーカー		9 個

中田第1団地点検業務内容

6号棟

自動火災報知設備	上期点検(総合点検)		1
	(内容)		
	統合盤 R型受信機		1 式
	非常電源装置		1 台
	スポット型感知器特種	試験機能付	16 個
	スポット型感知器	差動式 補償式	22 個
	煙感知器	イオン化式 光学式	4 個
	住宅情報盤 GP3級受信機		16 個
	戸外表示器	遠隔試験端子付	16 面
	スポット型感知器2種	試験機能付	44 個
	スピーカー		8 個
	配線点検		1 式

自動火災報知設備	下期点検(機器点検)		1
	(内容)		
	統合盤 R型受信機		1 式
	非常電源装置		1 台
	スポット型感知器特種	試験機能付	16 個
	スポット型感知器	差動式 補償式	22 個
	煙感知器	イオン化式 光学式	4 個
	住宅情報盤 GP3級受信機		16 個
	戸外表示器	遠隔試験端子付	16 面
	スポット型感知器2種	試験機能付	44 個
	スピーカー		8 個

関口団地点検業務内容

1号棟

自動火災報知設備

上期点検(総合点検)		1
(内容)		
受信機	P型1級	1台
スポット型感知器	試験機能	40個
スポット型感知器	差動式・補償式	1個
スポット型感知器	低温式・試験機能	16個
煙感知器	イオン式・光電式	13個
住宅情報盤		16台
戸外表示器遠隔試験端子付		16台
発信機	P-1 P-2級	8個
表示灯		8個
電鈴		16個
常用電源 交流電源		1式
予備又は非常電源		1式
配線点検		1式

自動火災報知設備

下期点検(機器点検)		1
(内容)		
受信機	P型1級	1台
スポット型感知器	試験機能	40個
スポット型感知器	差動式・補償式	1個
スポット型感知器	低温式・試験機能	16個
煙感知器	イオン式・光電式	13個
住宅情報盤		16台
戸外表示器遠隔試験端子付		16台
発信機	P-1 P-2級	8個
表示灯		8個
電鈴		16個
常用電源 交流電源		1式
予備又は非常電源		1式

関口団地点検業務内容

2号棟

自動火災報知設備

上期点検(総合点検)	1
(内容)	
受信機 P型1級	台
発信機 P型1級	6 個
スポット型感知器 差動式	5 個
煙感知器 イオン式・光電式	9 個
住宅情報盤 GP3級受信機	18 台
ドアホン 警報表示付	18 台
中継器 遠隔試験機能付	18 台
スポット型感知器 差動式	63 個
スポット型感知器 定温式 特種	36 個
地区音響装置 ベル	33 台
常用電源 交流電源	1 式
予備又は非常電源	1 式
配線点検	式

自動火災報知設備

下期点検(機器点検)	1
(内容)	
受信機 P型1級	台
発信機 P型1級	6 個
スポット型感知器 差動式	5 個
煙感知器 イオン式・光電式	9 個
住宅情報盤 GP3級受信機	18 台
ドアホン 警報表示付	18 台
中継器 遠隔試験機能付	18 台
スポット型感知器 差動式	63 個
スポット型感知器 定温式 特種	36 個
地区音響装置 ベル	33 台
常用電源 交流電源	1 式
予備又は非常電源	1 式

関口団地点検業務内容

3号棟

自動火災報知設備

上期点検(総合点検)	1
(内容)	
受信機 P型2級	台
発信機 P型2級	4 個
スポット型感知器 差動式	10 個
スポット型感知器 定温式 特種	4 個
煙感知器 光電式	6 個
主音響装置 ベル	1 個
地区音響装置 ベル	6 個
住宅情報盤 GP3級受信機	10 台
ドアホン 警報表示付	10 台
中継器 遠隔試験機能付	10 台
スポット型感知器 差動式	26 個
スポット型感知器 定温式 特種	20 個
地区音響装置 ベル	10 個
常用電源 交流電源	1 式
予備又は非常電源	1 式
配線点検	式

自動火災報知設備

下期点検(機器点検)	1
(内容)	
受信機 P型1級	台
発信機 P型1級	6 個
スポット型感知器 差動式	5 個
煙感知器 イオン式・光電式	9 個
住宅情報盤 GP3級受信機	18 台
ドアホン 警報表示付	18 台
中継器 遠隔試験機能付	18 台
スポット型感知器 差動式	63 個
スポット型感知器 定温式 特種	36 個
地区音響装置 ベル	33 台
常用電源 交流電源	1 式
予備又は非常電源	1 式

あらと団地点検業務内容

1号棟

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備	上期点検(総合点検)	1 式
	(内容)	
	セキュリティハンスフリーホンタッチ型 GP3級	6 個
	戸外表示器露出型	6 個
	遠隔試験中継器	6 個
	アラームユニット	1 個
	スポット型感知器差動式	37 個
	スポット型感知器定温式	6 個
	煙感知器スポット型光電式	4 個
	増設スピーカー	1 個
	配線点検	1 式

自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	1 式
	(内容)	
	セキュリティハンスフリーホンタッチ型 GP3級	6 個
	戸外表示器露出型	6 個
	遠隔試験中継器	6 個
	アラームユニット	1 個
	スポット型感知器差動式	37 個
	スポット型感知器定温式	6 個
	煙感知器スポット型光電式	4 個
	増設スピーカー	1 個

あらと団地点検業務内容

2号棟

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備	上期点検(総合点検)	1 式
	(内容)	
	セキュリティハンスフリーホンタッチ型 GP3級	6 個
	戸外表示器露出型	6 個
	遠隔試験中継器	6 個
	アラームユニット	1 個
	スポット型感知器差動式	37 個
	スポット型感知器定温式	6 個
	煙感知器スポット型光電式	4 個
	増設スピーカー	1 個
	配線点検	1 式

自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	1 式
	(内容)	
	セキュリティハンスフリーホンタッチ型 GP3級	6 個
	戸外表示器露出型	6 個
	遠隔試験中継器	6 個
	アラームユニット	1 個
	スポット型感知器差動式	37 個
	スポット型感知器定温式	6 個
	煙感知器スポット型光電式	4 個
	増設スピーカー	1 個

避難口誘導標識	設置団地	箇所
	春日 3号棟	6
	中田第一 4~6号棟	22
	関口 1~3号棟	37

消防設備設置状況(庄内)

団地名	棟	住所	防災設備							
			消火器(本)				避難器具(か所) (別紙3-1)		自動火災報知	
			消火器 交換	消火薬剤 交換	上期点検	下期点検	上期点検	下期点検	上期点検	下期点検
					機器点検	機器点検	総合点検	機器点検	総合点検	機器点検
大西町	A~F棟	鶴岡市大西町21-10	6	6	17	17	-----	-----	-----	-----
美原	1~4号棟	鶴岡市美原町18-1	3	1	20	20	-----	-----	-----	-----
東部	1~3号棟	鶴岡市朝陽町6-25	1	0	12	12	-----	-----	-----	-----
茅原	1~3号棟	鶴岡市大字茅原字草見鶴16-1	3	6	15	15	6	6	-----	-----
城南	1・2号棟	鶴岡市城南9-34	1	4	10	10	12	12	-----	-----
末広	1~3号棟	鶴岡市末広町23-63	0	0	20	20	21	21	-----	-----
川南	1~5号棟	酒田市若宮町2-1-1	2	12	31	31	-----	-----	(別紙3-2)	(別紙3-2)
こがね	1~3号棟	酒田市こがね町1-21-1	17	0	0	17	6	6	-----	-----
東泉	1~3号棟	酒田市東泉町4-15-21	10	0	7	17	18	18	-----	-----
鳥海	1~3号棟	酒田市富士見町3-2-118	1	9	23	23	30	30	(別紙3-3)	(別紙3-3)
新橋	1棟	酒田市新橋5-5-1	0	0	8	8	-----	-----	(別紙3-4)	(別紙3-4)
余目	1棟	余目町大字余目字大塚93-1	0	0	4	4	6	6	-----	-----
狩川	1棟	立川町大字狩川字山居22	0	0	6	6	-----	-----	-----	-----
遊佐	1棟	遊佐町大字遊佐町字田子10-2	0	0	6	6	-----	-----	-----	-----
合計			44	38	179	206	99	99		

県営住宅避難器具リスト

団地名	棟番	建設年度	管理戸数	階数	消火器数	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	誘導灯・誘導標識点検	避難口数	形状	備考
大西町	A	H22	2	1階	17	----	----	----	----	-----	
	B	H22	2	1階		----	----	----	----	-----	
	C	H22	4	2階		----	----	----	----	-----	
	D	H23	2	1階		----	----	----	----	-----	
	E	H23	2	1階		----	----	----	----	-----	
	F	H23	4	2階		----	----	----	----	-----	
美原	1	S44	8	4階	20	----	----	----	----	-----	
	2	S45	15	4階		----	----	----	----	-----	
	3	S46	15	4階		----	----	----	----	-----	
	4	S47	10	4階		----	----	----	----	-----	
東部	1	S52	16	4階	12	----	----	----	----	-----	
	2	S52	16	4階		----	----	----	----	-----	
	3	S53	16	4階		----	----	----	----	-----	
茅原	1	S56	24	4階	15	----	----	----	----	-----	
	2	S56	16	4階		----	----	----	----	-----	
	3	S58	16	4階		----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
城南	1	S62	24	4階	10	----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
	2	S63	16	4階		----	----	----	6	-----	2F…2台 3F…2台 4F…2台
末広	1	H5	18	4階	20	----	----	----	5	-----	1F…1台 2F…2台 3F…2台
	2	H5	24	4階		----	----	----	6	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台
	3	H5	18	5階		----	----	----	10	-----	1F…3台 2F…3台 3F…2台 4F…2台

県営住宅避難器具リスト

団地名	棟番	建設年度	管理戸数	階数	消火器数	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	誘導灯・誘導標識点検	避難口数	形状	備考
川南	1	S49	24	4階	31	----	----	----	----	-----	
	2	S50	24	4階		----	----	----	----	-----	
	3	S51	24	4階		----	----	----	----	-----	
	4	S51	24	4階		----	----	----	----	-----	
	5	S52	24	4階		----	----	----	----	-----	
こがね	1	S56	24	4階	17	----	----	----	----	-----	
	2	S57	24	4階		----	----	----	----	-----	
	3	S58	16	4階		----	----	----	6	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台
東泉	1	S59	24	4階	17	----	----	----	6	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台
	2	S60	16	4階		----	----	----	6	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台
	3	S61	24	4階		----	----	----	6	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台
鳥海	1	H6	24	5階	23	●	●	----	12	-----	1F…4台 2F…4台 3F…4台
	2	H7	24	5階				----	12	-----	1F…4台 2F…4台 3F…4台
	3	H8	24	4階				----	6	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台
新橋	1	H11	16	3階	8	----	●	----	----	-----	
余目	1	H1	16	4階	4	----	----	----	6	-----	1F…2台 2F…2台 3F…2台
狩川	1	S55	18	3階	6	----	----	----	----	-----	
遊佐	1	S54	16	4階	6	----	----	----	----	-----	
合計			654		206				99		

川南団地1号棟点検業務内容

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 上期点検(総合点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	48 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

自動火災報知設備 下期点検(機器点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	48 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

川南団地2号棟点検業務内容

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 上期点検(総合点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	48 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

自動火災報知設備 下期点検(機器点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	48 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

川南団地3号棟点検業務内容

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 上期点検(総合点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	48 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

自動火災報知設備 下期点検(機器点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	48 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

川南団地4号棟点検業務内容

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 上期点検(総合点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	72 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

自動火災報知設備 下期点検(機器点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	48 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

川南団地5号棟点検業務内容

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備 上期点検(総合点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	72 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

自動火災報知設備 下期点検(機器点検) 1 式
(内容)

住戸用火災受信機 GP型3級 露出型	24 台
玄関子機 中継機内蔵	24 台
差動式スポット感知器 2種 露出型 遠隔試験機能付	48 個
定温式スポット感知器 特殊 遠隔試験機能付	24 個
光電式スポット感知器 2種 露出型 遠隔機能付	3 個
住戸用火災受信機 GP型3級 埋込型	3 台
補助音響装置	3 個

鳥海団地点検業務内容

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備	上期点検(総合点検)	1 式
	(内容)	
	複合盤	1 面
	音声警報装置	1 個
	住戸内親機	32 個
	警報機付玄関子機	32 個
	差動式感知器	67 個
	定温式感知器	24 個
	煙感知器	22 個
	発信機	8 個
	表示灯	8 個
	音響装置	スピーカー 15 個
	消火栓起動装置	1 個
	室内非常押しボタン	88 個
	配線点検	1 式

自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	1 式
	(内容)	
	複合盤	1 面
	音声警報装置	1 個
	住戸内親機	32 個
	警報機付玄関子機	32 個
	差動式感知器	67 個
	定温式感知器	24 個
	煙感知器	22 個
	発信機	8 個
	表示灯	8 個
	音響装置	スピーカー 15 個
	消火栓起動装置	1 個
	室内非常押しボタン	88 個

鳥海団地点検業務内容

<防火・防排煙設備>

防火・防排煙設備	上期点検(総合点検)		1 式
	(内容)		
	煙感知器		12 個
	防火扉用レリーズ	交流電源	8 個
	緩降式可動垂れ壁	煙感知器連動	4 個
防火・防排煙設備	下期点検(外観機能点検)		1 式
	(内容)		
	煙感知器		12 個
	防火扉用レリーズ	交流電源	8 個
	緩降式可動垂れ壁	煙感知器連動	4 個

<屋内外消火栓設備>

屋内外消火栓設備	上期点検(総合点検)		1 式
	(内容)		
	加圧送水装置	ポンプ、モーター	1 組
	操作盤		1 面
	消火栓	屋内、屋外	8 組
	起動用スイッチ		1 個
	呼水装置		1 組
	配線点検		1 式
	放水試験		1 式
	屋内外消火栓設備	下期点検(外観機能点検)	
(内容)			
加圧送水装置		ポンプ、モーター	1 組
操作盤			1 面
消火栓		屋内、屋外	8 組
起動用スイッチ			1 個
呼水装置			1 組

新橋団地点検業務内容

<自動火災報知設備>

自動火災報知設備	上期点検(総合点検)	1 式
	(内容)	
	受信機 P型1級	1 面
	表示機	2 台
	住戸用受信機 P型3級	16 台
	戸外表示機	ドアホン子機 16 台
	遠隔試験機能付中継器	16 台
	差動式スポット感知器	10 個
	差動式スポット感知器 遠隔試験機能付	42 個
	定温式スポット感知器 遠隔試験機能付	16 個
	光電式スポット感知器	3 個
	地区音響装置	11 個
	電源装置	1 式
	予備電源(受信機用)	1 式
	予備電源(住戸用受信機用)	1 式
	配線点検	1 式
自動火災報知設備	下期点検(機器点検)	1 式
	(内容)	
	受信機 P型1級	1 面
	表示機	2 台
	住戸用受信機 P型3級	16 台
	戸外表示機	ドアホン子機 16 台
	遠隔試験機能付中継器	16 台
	差動式スポット感知器	10 個
	差動式スポット感知器 遠隔試験機能付	42 個
	定温式スポット感知器 遠隔試験機能付	16 個
	光電式スポット感知器	3 個
	地区音響装置	11 個
	電源装置	1 式
	予備電源(受信機用)	1 式
	予備電源(住戸用受信機用)	1 式

山形県営住宅非常用照明器具設置状況

団地名	号	地区	建設年度	非常用照明設置灯数	構造
十日町※		山形市	H16	55	高耐 7階
鈴川第2	1号棟	山形市	S46	12	中耐 4階
鈴川第2	2号棟	山形市	S48	12	中耐 4階
鈴川第2	3号棟	山形市	S47	12	中耐 4階
鈴川第2	4号棟	山形市	S47	12	中耐 4階
鈴川第2	5号棟	山形市	S48	12	中耐 4階
五十鈴	1号棟	山形市	S49	20	中耐 5階
五十鈴	2号棟	山形市	S49	15	中耐 5階
五十鈴	3号棟	山形市	S50	20	中耐 5階
南山形	1号棟	山形市	H 2	27	中耐 3階
南山形	2号棟	山形市	H 3	17	中耐 3階
南山形	3号棟	山形市	H 4	8	中耐 3階
南山形	4号棟	山形市	S45	15	中耐 4階
南山形	5号棟	山形市	H 4	8	中耐 3階
東山		山形市	H12	38	中耐 2階
馬見ヶ崎	1号棟	山形市	S53	30	中耐 5階
馬見ヶ崎	2号棟	山形市	S53	30	中耐 5階
桧町	1号棟	山形市	S57	40	中耐 5階
桧町	2号棟	山形市	S58	40	中耐 5階
宮町	1号棟	山形市	S59	40	中耐 5階
宮町	2号棟	山形市	S60	14	中耐 4階
宮町	3号棟	山形市	S60	16	中耐 4階
宮町	4号棟	山形市	S60	16	中耐 4階
深町	1号棟	山形市	S61	30	中耐 5階
深町	2号棟	山形市	S62	20	中耐 5階
深町	3号棟	山形市	S63	30	中耐 5階
深町	4号棟	山形市	H1	20	中耐 5階
きたまち	1号棟	山形市	H3	19	中耐 3階
きたまち	2号棟	山形市	H3	19	中耐 3階
きたまち	3号棟	山形市	H4	24	中耐 3階
あたご		山形市	H4	76	高耐 9階
飯塚住宅	1号棟	山形市	H24	4	木造 2階
飯塚住宅	2号棟	山形市	H24	4	木造 2階
飯塚住宅	3号棟	山形市	H25	4	木造 2階
飯塚住宅	4号棟	山形市	H25	4	木造 2階
土屋倉	1号棟	上山市	S42	16	中耐 4階
土屋倉	2号棟	上山市	S43	16	中耐 4階
土屋倉	3号棟	上山市	S44	23	中耐 4階
金生		上山市	S48	12	中耐 4階
鷺ヶ袋	1号棟	上山市	S51	12	中耐 4階
鷺ヶ袋	2号棟	上山市	S52	8	中耐 4階
長清水	1号棟	上山市	H5	5	準耐 3階
長清水	2号棟	上山市	H5	5	準耐 3階

長清水	3号棟	上山市	H6	5	準耐 3階
長清水	4号棟	上山市	H6	5	準耐 3階
長清水	5号棟	上山市	H6	5	準耐 3階
長清水	6号棟	上山市	H6	5	準耐 3階
長清水	7号棟	上山市	H6	5	準耐 3階
長清水	8号棟	上山市	H7	5	準耐 3階
長清水	9号棟	上山市	H7	5	準耐 3階
日光	1号棟	天童市	H4	5	中耐 3階
日光	2号棟	天童市	H5	5	中耐 3階
日光	3号棟	天童市	H6	5	中耐 3階
日光	4号棟	天童市	H7	5	中耐 3階
日光	5号棟	天童市	H8	5	中耐 3階
長岡	1号棟	天童市	H8	8	中耐 4階
長岡	2号棟	天童市	H8	12	中耐 3階
長岡	3号棟	天童市	H10	5	中耐 3階
長岡	4号棟	天童市	H10	8	中耐 4階
交り江	1号棟	天童市	S54	6	中耐 3階
交り江	2号棟	天童市	S54	6	中耐 3階
天童駅西	1号棟	天童市	S58	16	中耐 4階
天童駅西	2号棟	天童市	S59	24	中耐 4階
天童駅西	3号棟	天童市	S59	24	中耐 4階
天童駅南	1号棟	天童市	H2	24	中耐 4階
天童駅南	2号棟	天童市	H3	31	中耐 5階
天童南部	1号棟	天童市	H8	16	中耐 3階
天童南部	2号棟	天童市	H8	8	中耐 2階
天童南部	3号棟	天童市	H8	14	中耐 4階
天童南部	4号棟	天童市	H8	6	中耐 2階
天童南部	5号棟	天童市	H8	6	中耐 2階
近江	1号棟	山辺町	S61	24	中耐 3階
近江	2号棟	山辺町	S63	6	中耐 3階
近江	3号棟	山辺町	S63	6	中耐 3階
中原	1号棟	中山町	H6	27	中耐 4階
中原	2号棟	中山町	H7	27	中耐 4階
長崎		中山町	S55	16	中耐 4階
南寒河江	1号棟	寒河江市	S60	16	中耐 4階
南寒河江	2号棟	寒河江市	S60	16	中耐 4階
塩水	1号棟	寒河江市	H10	8	中耐 3階
塩水	2号棟	寒河江市	H10	8	中耐 3階
塩水	3号棟	寒河江市	H10	8	中耐 3階
塩水	4号棟	寒河江市	H11	8	中耐 3階
塩水	5号棟	寒河江市	H11	8	中耐 3階
塩水	6号棟	寒河江市	H11	8	中耐 3階
左沢		大江町	S54	24	中耐 4階
谷地	1号棟	河北町	S55	24	中耐 4階
谷地	2号棟	河北町	H5	12	中耐 3階
楯岡		村山市	S51	13	中耐 4階
楯岡中町		村山市	H7	14	中耐 3階
東根中央	1号棟	東根市	S62	24	中耐 4階

東根中央	2号棟	東根市	S63	16	中耐 4階
東根中央	3号棟	東根市	H1	16	中耐 4階
尾花沢		尾花沢市	H2	16	中耐 4階
大石田		大石田町	S56	8	中耐 4階
あけぼの		大石田町	H4	8	中耐 4階
三吉町	1号棟	新庄市	S50	12	中耐 4階
三吉町	2号棟	新庄市	S51	12	中耐 4階
三吉町	3号棟	新庄市	S52	12	中耐 4階
若葉東	1号棟	新庄市	S55	24	中耐 4階
若葉東	2号棟	新庄市	S56	12	中耐 4階
若葉東	3号棟	新庄市	S57	16	中耐 4階
太田町	1号棟	米沢市	H6	10	中耐 3階
太田町	2号棟	米沢市	H6	15	中耐 3階
太田町	3号棟	米沢市	H7	18	中耐 3階
太田町	4号棟	米沢市	H7	12	中耐 3階
春日	1号棟	米沢市	S57	16	中耐 4階
春日	2号棟	米沢市	S58	16	中耐 4階
春日	3号棟	米沢市	H8	24	中耐 4階
中田第2	1号棟	米沢市	S51	12	中耐 4階
中田第2	2号棟	米沢市	S52	12	中耐 4階
玉ノ木		米沢市	S54	12	中耐 4階
成島	1号棟	米沢市	S55	9	中耐 3階
成島	2号棟	米沢市	S59	12	中耐 3階
米沢中央	1号棟	米沢市	S62	16	中耐 4階
米沢中央	2号棟	米沢市	S63	16	中耐 4階
中田第1	1号棟	米沢市	H4	10	中耐 3階
中田第1	2号棟	米沢市	H6	14	中耐 4階
中田第1	3号棟	米沢市	H7	14	中耐 4階
中田第1	4号棟	米沢市	H9	15	中耐 3階
中田第1	5号棟	米沢市	H10	15	中耐 3階
中田第1	6号棟	米沢市	H10	14	中耐 4階
相生	1号棟	米沢市	H4	21	中耐 3階
相生	2号棟	米沢市	H4	29	中耐 5階
相生	3号棟	米沢市	H5	28	中耐 5階
関口	1号棟	南陽市	H13	28	中耐 4階
関口	2号棟	南陽市	H14	25	中耐 3階
関口	3号棟	南陽市	H16	16	低耐 2階
桜木	1号棟	南陽市	S55	8	中耐 4階
桜木	2号棟	南陽市	S55	8	中耐 4階
糠野目		高畠町	S51	12	中耐 4階
大町		高畠町	S54	8	中耐 4階
糠野目第2		高畠町	S60	24	中耐 4階
館之北		川西町	H3	26	中耐 4階
小出	1号棟	長井市	S52	12	中耐 4階
小出	2号棟	長井市	S53	12	中耐 4階
成田		長井市	S57	16	中耐 4階
小国	1号棟	小国町	S53	12	中耐 4階
小国	2号棟	小国町	S56	12	中耐 4階

白鷹		白鷹町	S54	12	中耐 4階
あらと	1号棟	白鷹町	H7	18	中耐 3階
あらと	2号棟	白鷹町	H8	9	中耐 3階
飯豊		飯豊町	S56	6	中耐 3階
大西町団地	2号棟	鶴岡市	S39	6	中耐 3階
美原	1号棟	鶴岡市	S44	14	中耐 4階
美原	2号棟	鶴岡市	S45	21	中耐 4階
美原	3号棟	鶴岡市	S46	21	中耐 4階
美原	4号棟	鶴岡市	S47	14	中耐 4階
東部	1号棟	鶴岡市	S52	8	中耐 4階
東部	2号棟	鶴岡市	S52	8	中耐 4階
東部	3号棟	鶴岡市	S53	8	中耐 4階
茅原	1号棟	鶴岡市	S56	12	中耐 4階
茅原	2号棟	鶴岡市	S56	16	中耐 4階
茅原	3号棟	鶴岡市	S58	16	中耐 4階
城南	1号棟	鶴岡市	S62	24	中耐 4階
城南	2号棟	鶴岡市	S63	16	中耐 4階
末広	1号棟	鶴岡市	H5	21	中耐 4階
末広	2号棟	鶴岡市	H5	28	中耐 4階
末広	3号棟	鶴岡市	H5	23	中耐 5階
狩川		立川町	S55	9	中耐 3階
余目		余目町	H1	16	中耐 4階
川南	1号棟	酒田市	S49	24	中耐 4階
川南	2号棟	酒田市	S50	24	中耐 4階
川南	3号棟	酒田市	S51	24	中耐 4階
川南	4号棟	酒田市	S51	12	中耐 4階
川南	5号棟	酒田市	S52	12	中耐 4階
こがね	1号棟	酒田市	S56	12	中耐 4階
こがね	2号棟	酒田市	S57	24	中耐 4階
こがね	3号棟	酒田市	S58	16	中耐 4階
東泉	1号棟	酒田市	S59	24	中耐 4階
東泉	2号棟	酒田市	S60	16	中耐 4階
東泉	3号棟	酒田市	S61	24	中耐 4階
鳥海	1号棟	酒田市	H6	28	中耐 5階
鳥海	2号棟	酒田市	H7	28	中耐 5階
鳥海	3号棟	酒田市	H8	38	中耐 4階
新橋		酒田市	H11	21	中耐 3階
遊佐		遊佐町	S54	8	中耐 4階

※十日町団地については令和8年度から点検業務を追加。

県営十日町アパート 令和4年度(2022年度)維持管理計画

2022年4月1日

業務項目	内容	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昇降機保守管理業務	定期点検	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	法定点検	1回/年									○			
消防設備等及び建築設備の維持管理点検業務	誘導灯及び誘導標識	2回/年		○ 機器							○ 機器			
	消火器点検(粉末 소화設備)	2回/年		○ 機器							○ 機器			
	避難器具点検	2回/年		○ 総合							○ 機器			
	自動火災報知設備・防火設備点検	2回/年		○ 総合							○ 機器			
	連結送水管点検	2回/年		○ 総合							○ 機器			
	防排煙設備	2回/年		○ 総合							○ 機器			
	配線(自動火災報知設備、防火設備、非常灯)	1回/年		○ 総合										
	非常照明点検	1回/年		○ 総合										
	消火器薬剤交換	17回/20年		○ 4本										
給水設備の清掃業務	受水槽清掃	1回/年								○				
	必要な届出の手続き	都度												
	簡易専用水道の検査	1回/年								○				
	簡易専用水道の検査立会	1回/年								○				
	略式水質検査(10項目)	1回/年								○				
避雷針点検業務	保守一式	1回/年		○										
テレビ電波障害施設維持	CATV受信施設維持管理	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道施設点検業務	給水ポンプ及び水道メーター点検	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	緊急対応業務	都度												
	水道メーター更新	2回/20年	2021年度実施済み											

山形県すまい情報センター管理運営業務概要

1 施設管理

- (1) 管理運営に関する事業計画及び収支予算書の作成及び承認手続き
- (2) 管理運営に関する実績報告書及び収支決算書の作成及び承認手続き
- (3) 住宅相談件数等の月次報告書の作成、提出
- (4) 霞城セントラル管理規約及び管理諸規則のうち、組合員に関する事項
- (5) 霞城セントラル管理組合に対する管理費（管理負担金、光熱費、清掃費等）及び管理負担金（損害保険料、特別修繕金等）の支出業務
- (6) OA 機器及びソフト等の設置（リース契約、更新、リース料支出業務を含む。）
- (7) 防火管理者としての消防訓練等の実施業務

2 住宅相談

- (1) 山形県すまい情報センター条例に基づく開館日、開館時間に住宅相談窓口を開設する。
- (2) 来訪者に対する窓口相談及び電話、FAX 等による相談に対し、一時相談に応じる。
一時相談とは、専門の相談窓口の案内や、制度内容等の「情報の提供」を行うことである。

【相談内容の例】

- ・ 瑕疵補修・施工不良等のトラブル
 - ・ 建築基準法及び関係法律に関すること
 - ・ リフォーム工事に関すること
 - ・ 不動産売買・賃貸借契約・相続に関すること
 - ・ 空き家の活用策に関すること
 - ・ 居住支援に関すること。
- (3) 住宅相談に対応した業務の記録を作成する。
 - (4) 年度当初に山形県弁護士会との法律相談に関する協定書を締結する。
 - (5) 山形県弁護士会による法律相談時に同席し、技術総括責任者がアドバイス及び相談内容の記録を作成する。（月 1 回、半日開催）
 - (6) 当番弁護士への報酬費、旅費等の支出業務
 - (7) 備え付け図書（整理、管理及び新規購入時のラベル貼り付け、ホームページ掲載リストの更新等の分類整理
 - (8) パンフレット類の分類整理、在庫管理、追加発注等
 - (9) 住宅相談内容の分類整理及び相談記録リーフレット印刷発注
 - (10) 住宅相談業務に関する相談者からのアンケートの実施

3 住情報提供

- (1) 年度当初の市町村からの公営住宅の基本データの入手及び公営住宅のマスターデータの更新作業の実施
- (2) 年度当初の建築住宅課からの公的賃貸住宅情報の入手及び更新作業の実施
- (3) 毎月 2 回の市町村からの公営住宅募集情報の提供依頼、とりまとめ及びデータの更新作業の実施
- (4) 月 1 回の宅地建物取引業協会、農協等からの民間賃貸住宅の募集情報の提供依頼、とりまとめ及びデータ更新作業の実施
- (5) 年 4 回程度の定期的なホームページのリニューアルの実施
- (6) ホームページリンク先の変更等の随時更新

県営住宅管理業務責任分担表

- ①県営住宅の管理は、その公有財産を引き継いだ財産管理者である総合支庁が行う。(山形県公有財産規則第18条)
- ②財産管理者は、山形県公有財産規則第20条の規程により、管理上の注意義務を遵守しなければならない。
- ③県営住宅の日常の管理業務については、総合支庁の指導・監督のもと、指定管理者が行うものとする。

業務区分	山形県		指定管理者
	建築住宅課	総合支庁	
管理の基本	全県的総括・調整 (予算、議会、広報、契約等)	所管する県営住宅の管理の総括 及び指定管理者に対する指導・監督	日常の管理業務
契約	1 委託契約の締結 2 委託費の前金払 3 業務完了報告の受理及び確認	1 四半期業務報告書の受理及び確認検査	1 委託契約の締結 2 委託費の請求 3 四半期業務報告書の県への提出 4 業務完了報告の県への提出
募集事務	募集	1 家賃の決定(近傍同種の家賃・利便性係数) 2 公募計画の決定(定期募集・常時募集の方法) 3 新規住宅及び家賃の管理システム入力	1 特定入居住宅及び募集住宅の決定 2 新規募集住宅の入居可能日の決定
	広報		1 県広報への掲載手続
	受付		1 入居申込書の審査及び決裁
	抽選		
入居事務	入居決定	1 新規入居者の家賃決定、入居許可書等の決裁 2 敷金納入通知書の作成	1 空家住宅の把握及び整備状況の確認 2 新築住宅の仕様及び鍵等の現地確認 3 募集パンフレットの作成・配布 4 受付場所、期間及び抽選場所の決定
			1 入居申込書の受付 (1) 入居相談 (2) 受付場所の準備 (3) 抽選申込書の受理及び審査 (4) 入居申込書の受理及び審査 (5) 入居申込書の県への提出 2 入居申込者の確定及び申込者名簿の作成 3 公開抽選日の決定及び通知
			1 公開抽選会場の準備 2 公開抽選の実施 3 当選者名簿、補欠者名簿の作成 4 公開抽選結果の県への報告
			1 入居許可書等の作成 (1) 新規入居者の家賃の算定 (2) 入居許可書の作成 (3) 入居補欠者通知書の作成 (4) 入居可能日通知書の作成 (5) 上記(1)～(4)に係る県への提出 2 「入居者のしおり」の作成 3 入居許可書、入居可能日通知書、敷金納入通知書、使用請書及び入居者のしおりの送付 4 入居説明会の開催 (1) 敷金納入状況の確認 (2) 使用請書の受理及び審査 (3) 「入居者のしおり」の配布及び説明 (4) 鍵の交付 5 入居者情報の管理システム入力

県営住宅管理業務責任分担表

- ①県営住宅の管理は、その公有財産を引き継いだ財産管理者である総合支庁が行う。(山形県公有財産規則第18条)
- ②財産管理者は、山形県公有財産規則第20条の規程により、管理上の注意義務を遵守しなければならない。
- ③県営住宅の日常の管理業務については、総合支庁の指導・監督のもと、指定管理者が行うものとする。

業務区分	山形県		指定管理者
	建築住宅課	総合支庁	
退去事務		1 敷金の還付手続	1 退去届の受理及び審査 2 明渡検査の実施及び修繕箇所の指示 3 日割計算家賃の算定 4 鍵の受け取り 5 退去情報の管理システム入力
家賃・ 駐車場 使用料 徴収 事務	家賃収納	1 口座振替業務委託契約(各金融機関)	1 家賃に係る入居者データの管理システム入力 2 家賃調定資料(集合調定内訳書・納入通知書用紙)の作成及び県への送付 3 納入通知書の作成・送付 4 金融機関への口座振替データの伝送 5 収納データに基づく管理システム入力 6 収納資料(収入内訳書)の作成及び県への送付
	駐車場使用料収納		1 駐車場使用料の調定(財務入力) 2 納入通知書の作成・送付 3 納入済通知書の受領
	家賃の減免		1 申請書の審査及び決裁
過誤納付金 滞納整理	1 法的措置対象者の選定協議 2 即決和解及び家屋明渡請求訴訟 3 家屋明渡等に係る強制執行申立て	1 過誤納付金の還付 1 催告状の発行に係る決裁 2 納入指導への協力(臨戸訪問含む) 3 未納者対策に係る県との協議及び法的措置対象者の選定に係る建築住宅課との協議 4 支払督促及びこれに伴う強制執行申立て 5 家屋明渡請求の発行	1 未納者の確認及び台帳の作成・整理 2 未納者に対する納入指導 (1) 催告状の起案及び送付 (2) 電話による催告 (3) 臨戸訪問による指導 (4) 連帯保証人への通知及び請求 3 未納者対策に係る県との協議
不納欠損処理		1 不納欠損処分対象者の選定 2 不納欠損処分 3 不納欠損処分決定に係る指定管理者への通知	1 不納欠損処分対象者の抽出及び県との協議 2 不納欠損処分に基づく未納者台帳の整理
収入申告事務		1 収入申告請求書に係る決裁 2 収入及び家賃の決定に係る決裁	1 収入申告書用紙の配布 2 収入申告書の受付及び審査 3 収入申告書未提出者への指導及び収入申告請求書の作成(県への提出) 4 収入申告請求書の送付 5 収入及び家賃の算定並びに収入等認定通知書の作成(県への提出) 6 収入認定状況の管理システムへの入力

県営住宅管理業務責任分担表

- ①県営住宅の管理は、その公有財産を引き継いだ財産管理者である総合支庁が行う。(山形県公有財産規則第18条)
- ②財産管理者は、山形県公有財産規則第20条の規程により、管理上の注意義務を遵守しなければならない。
- ③県営住宅の日常の管理業務については、総合支庁の指導・監督のもと、指定管理者が行うものとする。

業務区分	山形県		指定管理者	
	建築住宅課	総合支庁		
収入申告事務	収入の更正		1 収入認定更正の決定に係る決裁	1 収入認定結果に対する意見書の受理・審査 2 収入認定更正通知書の作成(県への提出) 3 収入認定更正通知書の送付
	高額所得者	1 家屋明渡請求訴訟及び強制執行申立て	1 高額所得者対策に係る指定管理者との協議 2 高額所得者対策の実施 (1) 自発的明渡の催告通知 (2) 高額所得者の事情聴取 (3) 家屋明渡請求及び明渡期限延長 (4) 高額所得者対策に係る建築住宅課との協議	1 高額所得者一覧表の作成・整理 2 高額所得者対策に係る県との協議 3 高額所得者の状況の県への報告
入居保管事務	許認可		1 承認に対する処分決定に係る決裁	1 承認申請書の受付及び審査 (同居承認、継続使用承認、模様替、増築等) 2 申請に対する処分決定に係る県への提出 3 処分決定通知書の送付 4 承認状況の管理システムへの入力
	届出			1 届出の受付及び審査(家族構成の変更等) 2 届出状況の管理システムへの入力
	無断退去	1 公示送達に基づく家屋明渡請求訴訟並びに強制執行申立て	1 家屋明渡しに係る指定管理者との協議 2 明渡日の認定又は公示送達申立て(連帯保証人等が明渡届の提出を拒絶した場合) 3 再募集に係る指定管理者への通知	1 無断退去者の把握及び県への報告 2 親族、連帯保証人からの事情徴収 3 連帯保証人等からの明渡届の受理及び県への報告 4 再募集のための修繕の実施
財産貸付	駐車場		1 申請の処分決定に係る決裁	1 駐車場使用許可申請書の受付・審査 2 申請の処分決定に係る県への提出 3 駐車場使用許可書の交付
	社会福祉法人への貸付	1 申請の処分及び使用料の決定 2 処分決定通知書の作成	1 使用許可申請書の受付・審査 2 同申請書の建築住宅課への進達 3 処分決定通知書の送付 4 指定管理者への連絡	1 使用状況の確認及び各種申請・届出の受付
建替事業	建替計画	1 実施計画策定のための総合支庁との協議 2 実施計画の決定	1 実施計画策定のための建築住宅課との協議	
	入居者への周知		1 入居者に対する事業内容の周知 2 入居者説明会の開催 3 入居者の意向確認	1 入居者に対する周知への協力
	仮住居移転		1 仮住居への移転に係る協定書の締結 2 仮住居への移転確認及び補償費の支出	1 仮住居への入居手続、家賃の徴収
	建替住宅移転		1 建替住宅への移転に係る協定書の締結 2 特定入居許可に係る決裁 3 移転完了の確認及び補償費の支出	1 特定入居手続 (1) 入居申込書の受付・審査 (2) 入居許可に係る県への提出 (3) 入居許可書等の送付 (4) 使用請書の受付・審査 2 団地の説明会実施

県営住宅管理業務責任分担表

- ①県営住宅の管理は、その公有財産を引き継いだ財産管理者である総合支庁が行う。(山形県公有財産規則第18条)
- ②財産管理者は、山形県公有財産規則第20条の規程により、管理上の注意義務を遵守しなければならない。
- ③県営住宅の日常の管理業務については、総合支庁の指導・監督のもと、指定管理者が行うものとする。

業務区分	山形県		指定管理者
	建築住宅課	総合支庁	
用途廃止	1 実施計画策定のための総合支庁との協議 2 実施計画の決定 3 用途廃止に係る管財課への報告 4 総合支庁への住宅の除却依頼 5 国土交通省への用途廃止の報告 6 除却住宅の管理システムへの入力	1 実施計画策定のための建築住宅課との協議 2 用途廃止予定住宅の指定管理者への通知 3 入居者への移転交渉 4 特定入居許可に係る決裁 5 用途廃止に係る建築住宅課への報告 6 住宅の除却	1 用途廃止予定住宅の募集停止 2 特定入居手続
施設の維持管理	1 全県的な予算の調整 2 実施計画に基づき、調整及び予算要求	1 現地調査並びに実施計画の策定 2 業務報告書の受理及び確認 3 団地のガス供給に関するガス供給事業者との協定書締結	1 入居者からの修繕要望の受付及び調査 2 修繕工事等の発注 3 修繕工事の監理及び完了検査 4 請求書の受理及び支払 5 修繕台帳の整備 6 業務報告書の県への提出
保守点検(包括協定別紙1第6「保守点検業務の対応と仕様」によるもの)		1 保守点検業務に対する指導・監督	1 保守点検の実施及び報告
定期点検(建築基準法第12条に基づくもの)		1 定期点検業務に対する指導・監督	1 定期点検の実施及び報告
監理補助員		1 監理補助員の決定及び委嘱状の作成 2 監理補助員研修会への協力 3 監理補助員手当の支給	1 団地に対する監理補助員の推薦依頼 2 監理補助員委嘱状の交付 3 監理補助員委嘱者の県への報告 4 監理補助員研修会の実施
緊急時対応	1 全県的な対応に関すること 2 災害発生等、緊急時の情報収集及び情報管理 3 広報対応	1 災害発生等、緊急時の対応の総括 2 災害等による施設の損傷への対応の総括 3 被災入居者への対応の総括	1 災害発生等、緊急時の一次的対応(状況把握、応急措置等) 2 災害等による施設の損傷への一次的対応(状況把握、応急措置等) 3 被災入居者への一次的対応(状況把握、応急措置等)
その他		1 苦情その他トラブルに対する指導・助言	1 県営住宅に関する苦情その他トラブル対応 2 苦情その他トラブルの内容に関する県への情報提供 3 防火管理業務 4 その他
協定書に定めのない事項等に関する協議(協議文書の收受・発出)	1 全県的な事案に関すること	1 住宅(団地)等個別に対応する事案に関すること	1 協議事案の内容に応じた県との協議

山形県公営住宅管理事務取扱要領

施行日：平成10年12月1日

最終改正：令和3年8月31日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 入居者の募集、選考及び決定
- 第3章 定期の収入の認定
- 第4章 同居及び継続使用の承認
- 第5章 家賃又は敷金の減免

第1章 総則

(目的)

第1 この要領は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、山形県公営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）その他関係法令に定めるもののほか、県営住宅の入居決定等の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (2) 政令 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）
- (3) 条例 山形県公営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）
- (4) 規則 山形県公営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）

第2章 入居者の募集、選考及び決定

(事務手続き及び事務処理期限)

第3 県営住宅の入居者の募集、選考、決定に係る事務手続き及び事務処理期限は、次のとおりとする。

区分	事務手続き	事務処理期限
募集	① 明渡届の受理	
	② 明渡検査	明渡届受理后1週間以内
	③ 住宅の修繕	
	④ 県公報、市町村広報掲載	募集期間の5日前
選考決定	① 応募の受付	(原則として5日間以上)

② 抽選番号票の送付	受付後速やかに
③ 入居者の選考・公開抽選の実施	応募受付締切後 10 日以内
④ 抽選結果の通知	公開抽選後 3 日以内
⑤ 入居申込書の送付	
⑥ 入居申込の受付（入居資格審査）（当選者が資格外の場合は当選補欠者について⑤から行う）	（原則として入居申込書送付後 10 日以内）
⑦ 入居許可通知	入居申込書受理後速やかに
⑧ 住宅の使用説明及び県営住宅使用請書の配布	
⑨ 県営住宅使用請書の締結（入居辞退届出の提出があった場合は、当選補欠者について⑤から行う）	入居申込書受理後 25 日以内 （入居許可通知後 10 日以内）
⑩ 入居可能日の通知	使用請書締結後 7 日以内
⑪ 鍵引き渡し	
⑫ 入居	

（入居者の募集）

第 4 県営住宅の入居者の募集は、条例第 4 条の規定による場合を除き、別記様式第 1 号により県公報に登載して行なうものとする。

2 入居者の募集期間は、原則として 5 日以上とする。

（公募の例外とするときの特別の事由）

第 5 政令第 5 条第 1 項第 3 号に規定する特別の事由は、次の各号に定める事由とする。

(1) 同居者の人数が増加したことにより、現に居住している公営住宅が最低居住面積水準（県が策定する住生活基本計画において定めるものをいう。以下同じ。）に満たない規模となり、当該水準を満たす県営住宅に入居を希望するとき

(2) 同居者の人数が減少したことにより、現に居住している公営住宅が誘導居住面積水準（県が策定する住生活基本計画において定めるものをいう。）を超える規模となり、当該水準以下で最低居住面積水準を満たす県営住宅に入居を希望するとき

(3) 入居者又は同居者（以下「入居者等」という。）の年齢が満 65 歳以上であり、かつ、運動能力、視覚能力又は判断能力等が低下したことにより、現に居住して

いる公営住宅に引き続き居住することが困難で、他の県営住宅（住戸を含む）に入居を希望するとき

(4) 入居者等が病気により6か月以上の療養を要するとき、又は規則第1条の3第1項第2号若しくは第3号の規定に該当する身体上の障がいをもつこととなったことにより、現に居住している公営住宅に引き続き居住することが困難で、他の県営住宅（住戸を含む）に入居を希望するとき

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当し、現に居住している公営住宅に引き続き居住することが困難で他の県営住宅（住戸を含む）に入居を希望するとき

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者がいるとき

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者がいるとき

(6) 山形県犯罪被害者等支援条例（平成22年3月県条例22号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等でア又はイのいずれかに該当し、かつ、当該犯罪被害を被った日から起算して5年を経過しておらず、現に居住している公営住宅に引き続き居住することが困難で他の県営住宅（住戸を含む）に入居を希望するとき

ア 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者がいるとき

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者がいるとき

(7) その他、現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）又は同居者の世帯構成及び心身の状況等からみて入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であり、その住宅に入居を希望するとき

2 前項の規定により入居させようとするときは、規則第2条の規定による入居申込書に、前項各号に掲げる事由に該当することを証する書類を添付させるものとする。

（応募の受付）

第6 指定管理者は県営住宅抽選申込書（別記様式第2号）により申込を受付ける。また、申込に際し入居に関する相談を受けたときには、入居人数、年齢、身体障がいの有無等を勘案し、適切な規模、設備又は間取りの住宅への申込について指導するものとする。

2 総合支庁長は指定管理者に対し、入居に関する相談への助言及び指導をするものとする。

(入居時の収入の認定)

第7 入居時の収入は、次の表に掲げる区分に応じて算定し、収入認定審査調書（別記様式第3号）により認定するものとする。

募集の時期等の区分	提出書類	算定の方法
前年の所得証明書を発行できる時期に募集したとき	入居申込者及び同居予定者（以下この表において「申込者等」という。）に係る市町村長の発行する前年の所得額証明書（別記様式第4号） ※市町村長の押印については各市町村の取扱いによる。	当該所得額証明書に記載の所得額により算定
前年の所得額証明書を発行できない時期に募集したとき	申込者等に係る市町村長の発行する前々年の所得額証明書及び次のいずれかの書類 ア 給与所得者（申告所得者を除く。）にあつては前年の給与所得源泉徴収票 イ 申告所得者にあつては前年の確定申告書（受理済証明書付き）の写し又は前年の所得の収支を記載した明細書（以下「収支明細書」という。）	前々年の所得額証明書により所得の種類等を確認のうえ、ア又はイの書類に記載の所得額により算定
退職又は失職により、前年の所得額によることが入居者に不利な取扱いとなるとき	退職又は失職した者に係る離職票の写し又は次のいずれかの書類 ア 前勤務先の発行する退職証明書 イ 民生委員の無職証明書	退職、失職又は転職の事実を確認のうえ、確認できる所得額により「公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例について」（昭和36年3月6日住発第56号住宅局長通知）に基づき算定
転職等により、前年の所得額によることが入居者に不利な取扱いとなるとき	転職した者に係る離職票の写し若しくは前勤務先の発行する退職証明書及び次のいずれかの書類 ア 給与所得者にあつては新たな勤務先が発行する就職日から入居申込時までの給与支払証明書（別記様式第5号） イ 申告所得者にあつては新たな職業による収入を得た日から入居申込み時までの収支明細書	

(裁量階層の取扱い)

第8 法第23条に規定する特に居住の安定を図る必要のある者(以下「裁量階層」という。)の認定にあたっては、次の表の左欄に掲げる障がい等の種類に応じ、入居者等が同表中欄に掲げる障がいの程度等に該当することを同表右欄に掲げる書類により確認して行うものとする。

障がい等の種類	障がいの程度等	確認書類
身体障がい者	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の1級から4級まで	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の写し
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級(以下「精神障がい1級又は2級」という。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の写し
知的障がい者	次のいずれかの障がいの程度 (1)療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日付厚生省児発第725号)の第三に規定する重度の障がい(療育手帳の障がいの程度の記載欄に「A」と表示) (2)前号以外で精神障がい1級又は2級と同程度の障がい	療育手帳制度要項(昭和48年9月27日付厚生省児発第156号)第5の2の規定により交付を受けた療育手帳の写し(中欄第2号に該当する者にあつては療育手帳の写し及び障がいの程度に関する所管の福祉事務所長の証明書)
高齢者世帯	入居申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であること	入居申込者及び同居予定者に係る住民票謄(抄)本
戦傷病者	恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症	戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定により交付を受けた戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けていること	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)第12条第2項の規定により交付を受けた認定書の写し

海外引揚者（中国残留邦人等）	中国残留邦人の帰国者であって、帰国した日から起算して5年を経過していないこと	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第13条第4項の規定により交付される自立支度金決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していたものにあつては厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	同居予定者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（高校3年生相当以下の子）があること	同居予定者に係る住民票謄（抄）本

（現に公営住宅に居住している者の取扱い）

第9 現に公営住宅に居住している者から入居申込みがあつたときは、条例第4条に規定する場合のほか、次に掲げる事由のいずれかに該当するときに限り入居資格を有するものとする。

- (1) 転勤等の事由により住宅から著しく遠隔の地に勤務することとなつたとき
- (2) 疾病等により、入居者等が住宅から遠方の医療機関に6か月以上の通院をする場合で、当該医療機関の近隣の県営住宅に入居しようとするとき
- (3) 近親者の介護のため、当該被介護者の居所の近隣の県営住宅に入居しようとするとき
- (4) 収入に比較して家賃が高く、家賃の低い県営住宅に入居しようとするとき
- (5) その他やむを得ない特別な事情があると認められるとき

（単身入居の取扱い）

第10 単身による入居の申込み（新規に限る）があつたときは、別表1の住宅又は過去1年以上継続して空家となっている住宅に限り入居を認めるものとする。

2 総合支庁長は、身体上又は精神上の障がいがある者から単身による入居申込みがあつたときは、単身入居の入居者資格認定のための申立書（別記様式第6号の1）

の提出を求め、単身で入居することの適否を判定したうえで入居を決定するものとする。

- 3 総合支庁長は、前項の判定に際し、必要に応じ意見書（別記様式第6号の2）により市町村の福祉主管課等の意見を求めるものとする。※市町村長の押印については各市町村の取扱いによる。

（外国人の入居の取扱い）

第11 外国人から入居の申込みがあったときは、次の表の左欄に掲げる資格のいずれかを有しているときに限り入居資格を有するものとし、当該資格の有無は同表右欄に掲げる書類により確認するものとする。ただし、規則第2条第4号イに定める住民票の写しその他の書類で同表左欄に掲げる資格を有することが確認できる場合は、同表右欄の確認書類の提出を要しない。

国内永住等の資格	確認書類
出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項の規定による永住許可	出入国管理及び難民認定法第22条第3項（第22条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により交付される在留カードの写し
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する者	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第6条第1項に規定する特別永住許可書の写し又は第7条第1項に規定する特別永住者証明書の写し
出入国管理及び難民認定法第19条の3第1項に規定する中長期在留者	旧外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下同じ。）第5条に規定する外国人登録証明書の写し又は出入国管理及び難民認定法第19条の3第1項の規定により交付される在留カードの写し

（福島復興再生特別措置法等の入居の取扱い）

第12 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に係る入居の申込みがあったときは、次表左欄に掲げる条件を満たしているときに限り入居資格を有するものとし、当該資格の有無は同表右欄に掲げる書類により確認するものとする。

条件	確認書類
被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村（以下「住宅被災市町村」という。）の区域内	当該住宅被災市町村の発行する住宅の滅失を証する書面

において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者	
住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条各号に掲げる市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者	当該事業の施行者、認定者又は事業費負担者となる地方公共団体が発行する移転の必要性を証する書面
福島復興再生特別措置法第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者	平成23年3月11日において福島復興再生特別措置法第27条に規定する避難指示区域に存する住宅に居住していたことを証する書面

（入居者の選考）

第13 入居申込者の中から入居者を決定するときは、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 入居申込者又は同居予定者の中に規則第1条の3第1項第2号イに該当する者のいる世帯（以下「身体障がい者世帯」という。）が別表2の住宅に入居を希望する場合は、優先して入居決定するものとする。
- (2) 入居申込者が60歳以上で、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯（以下「高齢者世帯」という。）及び規則第1条の3第1項各号のいずれかに該当する者（以下「単身入居可能者」という。）が別表1の住宅に入居を希望する場合は、優先して入居決定するものとする。ただし、申込件数が募集戸数に満たなかった場合はこの限りでない。
- (3) 前2号を除いては、次に掲げる世帯について当選確率が、その他の応募者の当選確率の2倍（応募者が次のアからキのいずれかかつ次のクに該当する場合にあっては、3倍）になるように優遇して、公開抽選により当選者及び必要と認める数の当選補欠者を決定する。
 - ア 身体障がい者世帯
 - イ 高齢者世帯
 - ウ 配偶者のいない現に20歳未満の児童を扶養している者の世帯
 - エ 生活保護を受けている世帯
 - オ 18歳未満の児童が3人以上いる世帯
 - カ 規則第1条の3第2項第1号イ（ロ）及び（ハ）に該当する障がいを有する者がいる世帯
 - キ その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯

- ク 当該申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者
- 2 総合支庁長は前項第3号に規定する公開抽選により当選者となった者から、規則第2条に規定する書類の提出を受け、必要に応じ面接により次に掲げる事項について調査、確認し、法第23条の入居者資格に該当すると認められる場合は速やかに入居許可を行うものとする。
- (1) 県営住宅に入居しようとする理由
 - (2) 入居予定者の家族構成及び同居予定者
 - (3) 入居予定者及び同居予定者の所得状況（入居資格要件適合の有無）
 - (4) 住宅の困窮状況（政令第7条各号に掲げる事由への該当状況）
 - (5) 入居予定者及び同居予定者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- 3 総合支庁長が前項の規定により当選者を入居者資格外と判断した場合は当選を無効とし、補欠順位に従い当選補欠者について前項を適用する。
- 4 公開抽選を実施する場合は、住宅別、住宅形式別に入居申込者による抽選を実施するものとする。

（入居説明会）

- 第14 総合支庁長が入居予定者を決定したときは、指定管理者は、当該入居予定者に対し入居手続きに必要な書類及び県営住宅入居者のしおりを配付するほか、次に掲げる事項について説明し、重要事項説明承諾書（別記様式第6号の3）の提出を求め、その写しを交付するものとする。
- (1) 公営住宅制度の趣旨（目的、収入申告義務、収入超過者・高額所得者制度等）
 - (2) 入居者保管義務
 - (3) 入居者の費用負担義務
 - (4) 入居手続き
 - (5) その他必要と認める事項

（入居手続き）

- 第15 規則第6条第1項に規定する使用請書（以下「請書」という。）の締結にあたっては、敷金の納入の有無及び記載内容を確認するとともに、連帯保証人の適格性を審査した上で締結するものとする。
- 2 入居予定者が、次の各号の全てに該当するときは、条例第10条第1項ただし書きに基づき、請書への連帯保証人の連署を要しないものとする。
- (1) 知事と家賃債務保証契約を締結した家賃債務保証業者（家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第3条の規定による国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下「保証業者」という。）と家賃債務保証委託契約を締結したとき。
 - (2) 国内居住者1名を身元引受人承認申請書（別記様式第6号の4）により申請し、

総合支庁長がこれを適当と認めたとき。

- 3 前項の規定により、請書への連帯保証人の連署を要しない場合は、請書の住所、氏名欄には保証業者の所在地、名称を記載し、極度額欄には保証業者が別途指定する保証限度額を記載するものとする。
- 4 第13第1項第3号に規定する優遇対象世帯の入居に際しては、連帯保証人は1名以上とする。
ただし、同条同項同号クを除く。

第3章 定期の収入の認定

(事務手続き及び事務処理期限)

第16 条例第15条第2項に規定する収入の認定に係る事務手続き及び事務処理期限は、次のとおりとする。

区分	事務手続き	事務処理期限
収入申告書の受理	① 収入申告書の請求	毎年7月末
	② 収入申告書の受理	

収入申告書の審査・収入認定	① 収入申告書の内容審査・調査 (不備書類の整備、関係機関への照会)	毎年10月1日
	② 収入の認定結果等の通知	利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃の告示後10日以内
認定収入の更正	① 収入等の認定に対する意見書の受理	収入等認定通知書受理後20日以内
	② 収入等の認定の更正通知	意見書受理後10日以内

(収入申告書の請求)

第17 指定管理者は、毎年度定期に、県営住宅の入居者に対し別記様式第7号により収入申告書を送付し、次に掲げる書類を提出する時期をお知らせするものとする。

- (1) 収入申告書
 - (2) 前年の所得額証明書(ただし、入居者等の退職又は失職の事由により前年の所得額証明書によることが不利な取扱いとなる場合は、第7に掲げるところによる)
 - (3) 住民票謄本
 - (4) 裁量階層に該当することの各種証明書
 - (5) その他所得の状況を確認するために必要と認める書類
- 2 総合支庁長は、収入申告書及び収入の認定にかかる書類(以下「収入申告書等」

という。)を提出しない入居者に対し法第34条の規定に基づき別記様式第8号により収入申告書等の提出を請求するものとする。

- 3 総合支庁長は、65歳以上の高齢者又は障がいのある入居者に対しては、前2項の請求のほか戸別訪問等の方法により収入申告書等の提出を求めるものとする。

(収入の認定)

第18 収入認定の基準日(以下「収入認定基準日」という。)は、毎年10月1日とする。

- 2 収入の認定は、原則として前年の所得額証明書により行うものとする。ただし、入居者等の退職又は失職等の事由により前年の所得額証明書によることが不利な取扱いとなる場合は、第7の規定により収入の認定を行うものとする。
- 3 収入申告書等の未提出者に対しては、課税担当部局等の関係機関に調査照会し、収入超過者又は高額所得者と認められる場合は、収入等認定通知書において収入の認定額を「未申告」と記載し、収入超過者と高額所得者の認定を年度末までに行うものとする。

(収入申告書等の未提出者等に対する措置)

第19 第17の請求にもかかわらず収入申告書等を提出しない入居者に対しては、別記様式第9号により近傍同種の住宅の家賃を課する旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知後において提出された収入申告書等は、その提出の日が第17の規定による請求をした日の属する年度内であるときは翌年度の4月1日から、年度を経過しているときは提出の日の翌月(当該提出の日が月の初日であるときはその月)から、それぞれ効力を有する。

(収入超過者又は高額所得者の認定)

第20 条例第15条第3項及び第4項に規定する認定は、収入認定基準日現在における入居期間及び収入認定額に基づき行なうものとする。

- 2 政令第9条第2項の規定は高額所得者の認定においてのみ適用するものとし、条例第15条第2項及び第3項に規定する認定においては適用しないものとする。

第4章 同居及び継続使用の承認

(事務手続き及び事務処理期限)

第21 同居及び継続使用の承認に係る事務手続き及び事務処理期限は次のとおりとする。

区分	事務手続き	事務処理期限
同居の承認(入居者の入居時に同居)	① 県営住宅同居承認申請書の受理	

していた親族が再入居しようとするときを除く。)	② 同居承認の通知	申請書受理後 10 日以内
	③ 同居者異動届の受理	同居後速やかに
継続使用の承認	① 県営住宅継続使用承認申請書の受理	
	② 継続使用承認の通知	申請書受理後 10 日以内
	③ 県営住宅使用請書の締結	継続使用の承認後速やかに

(提出書類)

第 22 総合支庁長は、県営住宅同居承認申請書、同居者異動届及び県営住宅継続使用承認申請書に次の書類を添付させるものとする。

申請、届の種類	添付書類	摘要
県営住宅同居承認申請書	1 同居予定者の住民票謄本 2 規則第 2 条第 1 号又は第 4 号に規定する書類	他の書類により事実関係を確認することができるときは、添付書類の提出を省略することができる。
同居者異動届	異動した同居者の住民票抄本	
県営住宅継続使用承認申請書	1 入居者の戸籍抄本又は県営住宅明渡届書 2 規則第 2 条第 1 号又は第 4 号に規定する書類	

(審査)

第 23 総合支庁長は、同居承認申請審査票（別記様式第 10 号）又は継続使用承認申請書審査表（別記様式第 11 号）により、次の表に掲げる承認基準に適合することを確認したうえで承認するものとする。

区分	承認基準
同居の承認	<p>次の各号に掲げる基準に適合すること。（入居者等の介護又は婚姻若しくは養子縁組その他これに準ずる特別の事情により同居が必要と認められる場合で、医師の診断書又は戸籍抄本その他の書類により当該事実関係を確認することができる場合を除く。）</p> <p>(1) 同居承認後の入居者等の収入が、条例第 5 条第 2 号に規定する金額以下であること</p> <p>(2) 入居者等が法第 32 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する明渡請求の対象となる行為をしていないこと。</p>

<p>継続使用の承認</p>	<p>次の各号に掲げる基準に適合すること。(当該承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)及び同居予定者が病気であるなど移転が困難であると認められる場合で、医師の診断書その他の書類により当該事実関係を確認することができる場合並びに申請者が入居している団地の中に1年以上の長期にわたり空家(政策空家を除く)になっている住宅がある場合を除く。)</p> <p>(1) 申請者が入居者と同居していた期間が1年以上であること。(申請者が入居者の入居時から引き続き同居している親族(婚姻予定者を含む。)である場合を除く。)</p> <p>(2) 申請者及び同居予定者の収入が政令第9条第1項に規定する金額以下であること。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が法第32条第1項第1号から第5号までに規定する明渡請求の対象となる行為をしていないこと。</p> <p>(4) 申請者が、入居者の同居者である配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)又は第13条第1項第3号アからキまでの規定に該当すること。</p>
----------------	--

(承認等の通知)

第24 総合支庁長は、同居の承認をしたときは別記様式第12号により、継続使用の承認をしたときは別記様式第13号により、申請者に通知するものとする。

2 総合支庁長は、審査の結果、同居承認申請を承認しないときは、別記様式第14号により申請者に通知するものとする。また、継続使用承認申請を承認しないときの事務処理については、別途定める。

(県営住宅継続使用に係る家賃及び敷金の取扱い)

第25 県営住宅を継続使用する者の家賃は、県営住宅継続使用承認申請書により認定した収入に基づき算定するものとする。この場合、入居期間は前入居者の入居期間を通算するものとする。

2 継続使用にあたって納付すべき敷金の額は、家賃の額にかかわらず、前入居者が納付していた敷金の額と同額とする。

3 前入居者が納付していた敷金は、前入居者(前入居者が死亡又は行方不明のときはその親族)の同意があるときに限り、承継を認めるものとする。

第5章 家賃又は敷金の減免

(事務手続き及び事務処理期限)

第26 家賃又は敷金の減免又は徴収猶予に係る事務手続き及び事務処理期限は、次のとおりとする。

事務手続き	事務処理期限
① 県営住宅家賃等減免申請書の受理	
② 県営住宅家賃等減免決定の通知	申請書受理後 20 日以内

(提出書類)

第 27 規則第 10 条及び山形県県営住宅家賃等の減免及び徴収猶予実施要綱(以下「減免要綱」という。)第 2 条第 1 項第 5 号及び同要綱附則第 3 項から第 5 項までの規定による減免の申請書には、減免申請理由を証する書類の提出は要しないものとする。

2 減免要綱第 2 条第 1 項第 6 号の規定による減免の申請書には、収入認定の算定の対象となった年の所得額証明書(退職又は失業している入居者等にあつては第 7 に掲げる書類)及び減免要綱第 5 条第 3 号の規定に該当しないことを証する書類を添付させるものとする。

3 既に提出された書類により事実関係を確認することができるときは、申請書に添付する書類は省略することができるものとする。

別表 1

団地名	所在地	戸数	部屋番号	摘要
鈴川第二 1 号	山形市	6	111, 113, 115, 121, 123, 125	
鈴川第二 2 号		6	211, 213, 215, 221, 223, 225	
鈴川第二 3 号		6	311, 313, 315, 321, 323, 325	
鈴川第二 4 号		6	411, 413, 415, 421, 423, 425	
鈴川第二 5 号		6	511, 513, 515, 521, 523, 525	
南山形 1 号		6	101, 102, 103, 104, 105, 106	
南山形 2 号		4	101, 102, 103, 104	
南山形 3 号		2	101, 102	
南山形 4 号		24	101, 102, 103, 104, 105, 106, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 401, 402, 403, 404, 405, 406	
南山形 5 号		2	101, 102	
東山		10	104, 105, 106, 107, 108, 204, 205, 206, 207, 208	
十日町		10	101, 102, 103, 104, 105, 205, 305, 405, 505, 605	
飯塚住宅 1 号		4	102, 103, 202, 203	
飯塚住宅 2 号		4	102, 103, 202, 203	
飯塚住宅 3 号		4	102, 103, 202, 203	
飯塚住宅 4 号		4	102, 103, 202, 203	
金生	上山市	6	101, 103, 105, 201, 203, 205	
長清水 1 号		2	111, 112	
長清水 2 号		2	211, 212	
長清水 3 号		2	311, 312	
長清水 4 号		2	411, 412	
長清水 5 号		2	511, 512	
長清水 6 号		2	611, 612	
長清水 7 号		2	711, 712	
長清水 8 号		2	811, 812	
長清水 9 号		2	911, 912	
日光 1 号	天童市	3	111, 112, 113	

日光2号		2	211, 212	
日光3号		2	311, 312	
日光4号		2	411, 412	
日光5号		2	511, 512	
長岡1号		2	111, 112	
長岡2号		4	211, 212, 213, 214	
長岡3号		2	311, 312	
長岡4号		2	411, 412	
天童南部1号		7	111, 112, 113, 114, 115, 116, 117	
天童南部2号		8	211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218	
天童南部3号		3	311, 312, 313	
天童南部4号		6	411, 412, 413, 414, 415, 416	
天童南部5号		6	511, 512, 513, 514, 515, 516	
中原1号	中山町	6	111, 112, 113, 114, 115, 116	
中原2号		6	211, 212, 213, 214, 215, 216	
塩水1号	寒河江市	2	111, 112	
塩水2号		2	211, 212	
塩水3号		2	311, 312	
塩水4号		2	411, 412	
塩水5号		2	511, 512	
塩水6号		2	611, 612	
楯岡中町	村山市	4	111, 112, 113, 114	
あけぼの	大石田町	2	115, 116	
太田町1号	米沢市	4	111, 112, 113, 114	
太田町2号		6	211, 212, 213, 214, 215, 216	
太田町3号		6	311, 312, 313, 314, 315, 316	
太田町4号		4	411, 412, 413, 414	
春日3号		6	311, 312, 313, 314, 315, 316	
中田第一1号		4	111, 112, 113, 114	
中田第一2号		4	211, 212, 213, 214	

中田第一 3 号		4	311, 312, 313, 314	
中田第一 4 号		6	411, 412, 413, 414, 415, 416	
中田第一 5 号		6	511, 512, 513, 514, 515, 516	
中田第一 6 号		4	611, 612, 613, 614	
城北 1 号		3	111, 112, 114	
城北 2 号		3	211, 213, 214	
関口 1 号	南陽市	10	111, 112, 113, 114, 122, 123, 132, 133, 142, 143	
関口 2 号		12	211, 212, 213, 214, 215, 216, 222, 223, 225, 232, 233, 235	
関口 3 号		10	311, 312, 313, 314, 315, 321, 322, 323, 324, 325	
館之北	川西町	2	115, 116	
あらと 1 号	白鷹町	4	111, 112, 113, 114	
あらと 2 号		2	211, 212	
美原 2 号	鶴岡市	6	101, 102, 103, 104, 105, 106	
美原 3 号		6	101, 102, 103, 104, 105, 106	
美原 4 号		4	101, 102, 103, 104	
大西町住宅 A		2	101, 102	
大西町住宅 B		2	201, 202	
大西町住宅 D		2	401, 402	
大西町住宅 E		2	501, 502	
鳥海 1 号	酒田市	4	111, 112, 115, 116	
鳥海 2 号		4	211, 212, 215, 216	
鳥海 3 号		6	311, 312, 313, 314, 315, 316	
新橋		6	111, 112, 113, 114, 115, 116	
川南 1 号		6	111, 113, 115, 121, 123, 125	
川南 2 号		6	211, 213, 215, 221, 223, 225	
川南 3 号		6	311, 313, 315, 321, 323, 325	
北新町		8	202, 203, 302, 303, 402, 403, 502, 503	

(注) 高齢者世帯及び規則第 1 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する者を優先（特定目的用）として入居者を募集したにも関わらず、入居申込者が募集戸数に満たなかった場合は、次回以降の募集において、特定目的用としないことができる。

別表 2

団地名	所在地	戸数	部屋番号	摘 要
茅 原	鶴岡市	1	111	1号棟(2DK)
こがね	酒田市	1	116	1号棟(2DK)
東 山	山形市	16	101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208	

(別記様式第1号)

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

年 月 日

山形県知事（氏 名）

1 県営住宅の名称等

名 称	所 在 地	規 格		公 募 戸 数	区 分	家 賃					敷 金	摘 要	
		住宅形式	1戸当 たり住 戸専 用面積			収入が104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
			平方メートル			円	円	円	円	円	円	3月分の 家賃に相 当する額	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 年 月 日から 月 日までの午前〇時から午後〇時まで
ただし、郵送の場合は、年 月 日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

〇〇市〇〇・・・

県営住宅指定管理者 〇〇〇〇・・・

5 入居の時期 年 月 日（旬）

（摘 要）

1 「1 県営住宅の名称等」の表中、「区分」の欄には、「一般用」、「災害用」又は「特定目的用」のうち該当するものを記載する。

なお、「一般用」、「災害用」又は「特定目的用」とは、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「一般用」 その県営住宅が、「災害用」、「特定目的用」以外の場合記載する

(2) 「災害用」 その県営住宅が、公営住宅法第23条第2号ロに掲げる場合に該当する県営住宅で、当該災害発生の日から3年を経過していない県営住宅である場合記載する

(3) 「特定目的用」 その県営住宅が、特定目的用の県営住宅である場合記載する。この場合下段に特定目的の種類を（ ）書きで併記（第13条第1項第1号の場合は「身障者用」、同2号の場合は「高齢・身障者用」）する

2 公募する県営住宅が、単身者が入居可能な県営住宅である場合は同表中、「摘要」の欄に「単身可」と記入する。ただし、単身者向けでない場合には、「2 入居者の資格」中、「ただし、1の表

の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、(中略)、(1)を除く。」の箇所を削除して使用する。

3 公募する県営住宅が、「特定目的用(身障者用)」「特定目的用(高齢・身障者用)」でない場合は、「3 選考方法」中、「募集の区分欄に「特定目的用(中略)選考する。」の部分を適宜削除する。

4 公募する県営住宅に、「災害用」の県営住宅がある場合には、「2 入居者の資格」の(2)中、「その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。」を「その者の収入が次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えないこと。」に、ロを「1の表の「区分」の欄に「災害用」と記載のある県営住宅に入居しようとする場合 214,000円」に改め、ロの次に次の1文を加える。

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 158,000円

(別記様式第2号)

県 営 住 宅 抽 選 申 込 書

山形県知事 殿

県営住宅に入居したいので、次のとおり申込みをします。なお、本申込書の記載事項が事実と異なるとき及び当選後の審査で資格又は所得基準にあわない場合には、申込みを無効とされても異議ありません。
※太枠の中について記入してください

					受付番号			抽選番号			
申込住宅名				住宅形式	イ 2DK ハ 3DK	ロ 3K ニ その他()	区 分	1 一般用 2 身障者用 3 高齢・身障者用			
申込者氏名	ふりがな			現住所	〒						
					携帯電話		電話				
家族の状況(県営住宅に入居しようとする者及び別居の扶養親族)					【住宅困窮理由】 県営住宅の申込みの理由は何ですか。(複数回答可)当てはまる番号を○で囲み、その他の場合は空欄に記入してください。						
ふりがな氏名	続柄	生年月日(歳)	同居別居の別	勤務先、電話番号(学校名、学年、自営業は職種)	1. 収入に比べて、著しく高額な家賃を支払っている(月 円) 2. 自己の責によらない理由で、立ち退き要求を受けている 3. 住宅がないため親族と別居している(婚姻しているが住宅がない) 4. 住宅がないために遠距離通勤をしている 5. 住宅以外の建物又は場所に居住している 6. 保安上危険、又は衛生上有害な住宅に居住している 7. 他の世帯と同居のため、生活が不便である 8. 間取りと世帯構成の関係で、住宅が狭くなったため 9. その他()						
	本人	()	同・別	()							
		()	同・別	()							
		()	同・別	()							
		()	同・別	()	【優遇対象世帯】…当選確率が優遇される世帯 該当する場合は記号を○で囲んでください						
		()	同・別	()	イ 身体障がい者世帯(身体障害者手帳1～4級所持者がいる世帯) ロ 高齢者世帯(申込者が60歳以上で、同居親族が60歳以上又は18歳未満の世帯) ハ 母子・父子世帯(配偶者のいない現に20歳未満の児童を扶養している世帯)(離・死・未・その他) ニ 生活保護世帯(生活保護を受けている世帯) ホ 精神障がい者世帯(精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者がいる世帯) ヘ 知的障がい者世帯(療育手帳A所持者のいる世帯) ト 多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯) チ その他(ホームレス等、国の通知に基づき優遇する世帯) リ 過去1年間に3回以上落選した方(有効期間:1年間)						
【現在の住居の種類】…現に公営住宅に入居中の方は原則的に入居できません。当てはまる記号を○で囲んでください。											
イ 民営借家 ロ 同居 ハ 公営住宅 ニ 公社・公団 ホ 社宅 ヘ その他()											
過去1年間に3回以上落選された方は下記についてご記入ください。											
落選回数		回(抽選結果通知書の写し添付のこと。)									
落選した募集時期		年 月、 年 月、 年 月									
抽選の結果		1 当選(入居申込順位1位) 2 補欠()位 3 落選									

切り離さないでください

郵便はがき

63 円切手を
はってくだ
さい

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様

(送付元)

郵便はがき

63 円切手を
はってくだ
さい

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様

(送付元)

太枠の中について記入してください(裏面もあります)

太枠の中について記入してください(裏面もあります)

(県営住宅申込書裏面)

切り離さないでください

抽選結果通知書

年 月 日

住宅名	
住宅形式	イ 2DK ロ 3K ハ 3DK ニ その他()
区 分	1 一般用 2 身障用 3 高齢・障がい者等用
抽選結果	(1 当選(入居申込順位1位) となりました 2 補欠順位 位 でお知らせ 3 落 選 いたします)
(注)	・当選(入居申込順位1位)の方には県営住宅入居申込書を送付しますので、関係書類を添付して提出してください。 ・当選(入居申込順位1位)の方が無効となった場合、補欠順位に従い補欠の方から繰り上げにより入居申込みをしていただきます。 ・当選(入居申込順位1位)又は補欠の方が繰り上がりとなっても、入居資格外の場合は入居できません。 ・補欠の有効期間は抽選日の翌々月末日までです。

この通知書は、抽選確率の優遇に必要になりますので、大切に保管ください。

抽 選 番 号 票

年 月 日

住宅名	
住宅形式	イ 2DK ロ 3K ハ 3DK ニ その他()
区 分	1 一般用 2 身障用 3 高齢・障がい者等用
抽選番号 (優遇対象世帯は2つ)	
抽選日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
抽選会場	

※抽選会への出席は任意ですので、欠席しても抽選結果に影響はありません

※抽選結果について、電話でのお問い合わせはご遠慮ください

(別記様式第3号)

収入認定審査調書

入居申込年月日

入居申込者氏名

申込者提出書類	1 前年の所得額証明書	通
	2 前々年の所得額証明書	通
	3 前年の給与所得源泉徴収票	通
	4 前年所得の認定申請書	通
	5 前年所得の収支明細書	通
	6 給与支払証明書	通
	7 離職票及び退職証明書又は無職証明書	通
	8 その他 ()	通
収入認定経過		
収入認定額算出基礎		

算定結果	収入認定月額	円
	家賃月額	円
	敷金の額	円

年 月 日

収入認定事務担当者

(別記様式第4号)

所得額証明書

住 所	
氏 名	

年度所得額

所得内訳	
利子所得	
配当所得	
不動産所得	
事業所得	
給与所得	
譲渡所得	
雑所得	
一時所得	
山林所得	
退職所得	
所得額合計	
摘 要	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長

ただし、年度に係る市町村県民税課税資料による。

(別記様式第5号)

給 与 支 払 証 明 書

現住所		氏 名	
就職年月日	年 月 日	職 種	

就職時から現在までの給与（時間外、扶養、その他諸手当を含む税込み）

※ 就職1年未満の場合は、今後の見込み分も含めて記入してください。

	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
給 与						
賞 与						
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
給 与						
賞 与						
扶 養 親 族	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

年 月 日

住所

給与支払者 氏名又は名称

代表者職氏名

(別記様式第6号の1)

単身入居の入居者資格認定のための申立書

氏名	年 月 日生 (歳)	男・女
現住所		

《該当するものにマル印 (○) を付け、あるいは記入欄に記入して下さい。》

1. あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護 (介助・援助) を必要としますか。

- ①必要とする ②必要としない

※次頁の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答え下さい。

※上記1で「必要としない」とお答えになった方は、次の事項についてお答えいただく必要はありません。

2. 現在のあなたのおすまい等の状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のおすまい等は

- ①住宅 ②施設・病院等
③その他 (具体的に)

(2) 住宅におすまいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

- ①1階 ②2階 (エレベーターの有無: 有 ・ 無)

- ③3階以上 (エレベーターの有無: 有 ・ 無)

・同居している方は

- ①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設・病院等の名称は ()

・施設・病院等の種類は

4. あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。表中の該当する欄にマル印（○）を記入して下さい。

介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした県営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入して下さい。

項目	①現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか			② ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、現在、介護（介助・援助）をどこから受けていますか			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、県営住宅に入居した後は、どこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか				
	不必要	一部必要	全部必要	介護保険による居宅介護サービス			介護保険による居宅介護サービス				
				介護保険以外による介助・援助			介護保険以外による介助・援助				
				民間 （ボランテニア団体、NPO、 親族など）	公的機関 （市町村・保健所・支援セン ターなど）	民間 （ボランテニア団体、NPO、 親族など）	公的機関 （市町村・保健所・支援セン ターなど）	民間 （ボランテニア団体、NPO、 親族など）			
基本的な動作	居宅における移動										
	食事										
	お風呂										
	トイレ										
	着替え										
その他	炊事・洗濯・掃除など、ふだんの家事										
	相談										
	見守り										

- 現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入下さい。

[]

- 現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入下さい。

[]

- 入居申込みをした公営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入下さい。

[]

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、公営住宅の事業主体が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

年 月 日

山形県知事 殿

氏名

- ※ 公営住宅の事業主体が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、必要があると認めるときは、市町村（福祉主管部局等）に意見を求めることがあります。その場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することがあります。

意見書

山形県知事 殿

住所			
氏名		年齢	歳

1. 上記の者は、

- (1) 身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とすると認められる。
- (2) 常時の介護を必要としないと認められる。
- (3) (1)、(2) いずれとも判断困難である。

もし、部分的にでも判断可能な事項があればそれを記入して下さい。

(理由)

2. また、上記の者は、

- (1) 居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができる（精神障がい者又は知的障がい者にあつては、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な居住支援措置を受けることが可能）と認められる。

【本市町村又は本市町村が存する都道府県における居住支援措置の内容】

- (2) 居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難である（精神障がい者又は知的障がい者にあつては、必要な居住支援措置を受けることができない。）と認められる。

- (3) (1)、(2) いずれとも判断困難である。

もし、部分的にでも判断可能な事項があればそれを記入して下さい。

(理由)

年 月 日

(市町村長)

(別記様式第6号の3)

重要事項説明承諾書

年 月 日

山形県知事 殿

県営住宅 アパート 号室

氏名

県営住宅入居説明会において、入居関係書類（住まいのしおり、入居の手続き、その他）により公営住宅法、山形県県営住宅条例等、入居に際して必要な制限や義務について説明を受け、その書類を受領したうえで、承諾しました。

なお、今後、説明事項について遵守するとともに、次の事項については、特に留意します。

1. 県営住宅は、他の入居者と共同で生活する住宅であるため、騒音等別表第1に掲げる他の入居者の迷惑となるような行為は、慎んでいただきます。
2. 県営住宅内での、犬、猫その他動物（ペット）の飼育を禁止します。
3. 家賃の支払いは、毎月26日口座振替です。
※ 26日が休日又は祝日のときは、翌営業日になります。
4. 入居申込み時の誓約に反して、入居者又は同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、住宅から退去していただきます。
5. 家賃を3ヶ月以上滞納した場合は、住宅から退去していただきます。
6. 連帯保証人が入居者に代わって支払った家賃の総額が極度額（限度額）に達した場合は、この保証人に保証を継続してもらい、新たに連帯保証人を確保する、

知事が認める家賃債務保証会社と保証契約を締結する、のいずれかの対応をしていただきます。(家賃債務保証の保証限度額に達した場合は、新たに連帯保証人を確保していただきます。)

7. 収入の報告は、毎年提出する必要があります。その所得に応じて翌年の家賃が決定されます。
8. 新たに親族等を同居させる場合や同居者に異動(出生・退去・死亡等)があった場合は、手続きが必要です。詳しい内容については、「住まいのしおり」の～ページに記載しています。
9. 住宅の修繕は、別表第2に掲げる小修理については、入居者負担となります。詳しい内容については、「住まいのしおり」の～ページに記載しております。
10. 共益費(廊下等の共用部分に要する電気代等の費用)は、自治会のルールに従って納めてください。滞納すると団地全体の迷惑となります。
11. 県営アパート敷地内の清掃、除草、除雪等については、入居者の責任で行ってください。
12. 住宅の退去に伴い入居者が負担する原状回復費用と単価の目安は別表第3及び別表第4のとおりです。(県営住宅は、公営住宅法に基づき低廉な家賃で賃貸しているため、畳の表替えやふすまの張替え、クロスの張替えなど、通常使用に伴う損耗分や経年劣化も入居者負担となります。)
13. 住宅の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合であって、それが入居者の責めに帰することができない事由によるものである時は、別表5を目安に1か月を30日とした日割り計算により家賃を減額する場合があります。
14. 自動車駐車については、一戸につき一台で有料です。
※ 駐車場の管理は、入居者全員で設立した自治会が行います。
15. 住宅監理補助員は、県と入居者の連絡係です。
16. 風呂及びガス給湯器の破損又は凍結等による修繕費用は、個人負担です。
17. 排水の管理に於いて、ゴミ等の放流または清掃をおこたった場合による修繕費用は、入居者負担です。

18. 使い方によっては結露が発生します。換気に注意するとともに給排気式の暖房器（FF式暖房器）又はエアコンの設置を検討してください。

なお、結露した場合は、ふき取りを十分行ってください。また、結露によりカビが発生した場合のクロス等の張替え費用は入居者負担となります。

別表第1（第1号関係）

(1) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
(2) 故意又は不用意に足音などの振動を発生すること。
(3) 自動車による長時間のアイドリング、空ぶかし等を行うこと。
(4) 故意又は不注意により窓やベランダから物を投げ、又は落とすこと。
(5) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
(6) 指定された場所以外に車両を駐車すること。
(7) 固形物や油脂等、排水管の詰まりの原因となる物を流すこと。

別表第2（第9号関係）

(1) 障子及びふすまの張り替え
(2) ガラスのはめ替え、網戸の張替え
(3) 畳の表替え又は裏返し
(4) 建具の修繕及び建具に付属するかぎ等金物類の修繕及び取り換え
(5) 流し、調理台、コンロ台、戸棚、物入れ、物入れの棚板、郵便箱の部分的な修繕
(6) 壁の汚損箇所の塗り替え
(7) 便所の臭気抜きの修繕及び取り換え
(8) 流し、調理台、コンロ台、戸棚、物入れ、物入れの棚板、郵便箱の部分的な修繕
(9) 電球、反射がさ、スイッチ、コンセント、ソケット、ローゼット下のコード、換気扇、ヒューズ等の修繕及び取り替え
(10) ガスせんの修繕及び取り替え
(11) 給水せんの修繕及び取り替え
(12) 給水せんのパッキン類及び水洗便所、洗浄装置のパッキン類、ハンドル鎖等の修繕及び取り替え
(13) バランス釜及び給湯器の修理等
(14) その他前各号に類する修繕等

別表第3（第12号関係）

県負担となるもの	入居者負担となるもの
畳・床・フローリング	
1 たたみ床の修繕	1 特に破損していないが、次の入居者のために行う畳の裏返し（入居期間2年以上）、畳の表替え（入居期間5年以上） 2 しみ、焼きこげ等の汚損・破損（入居期間2年未満の畳を含む）

障子・ふすま	
	1 特に破損していないが、次の入居者のために行う障子の張替え（入居期間を問わず必須） 2 特に破損していないが、次の入居者のために行うふすまの張替え（入居期間3年以上の場合に業者施工で実施） 3 破損、しみ、落書き等による毀損
壁・クロス・天井	
1 日照など自然現象による変色（入居者負担となるものを除く）	1 日照など自然現象による変色については、入居期間5年につき1室の割合で張替え 2 喫煙による変色、においの付着 3 落書き等の故意による毀損 4 油汚れ等の付着 5 結露や水漏れ等を放置したことによるカビ、しみ、腐食、破損等 6 がびょう、くぎ、ねじなどによる穴、跡 7 壁に貼ったポスター、カレンダー等の跡
建具・柱等	
1 地震で破損したガラス	1 故意又はペットによるキズ 2 落書き等の故意による毀損
設備・その他	
1 バランス釜、給湯器の取り替え（機器の寿命によるもの）	1 バランス釜、給湯器の点検（指定業者による点検） 2 全体のハウスクリーニング 3 鍵の紛失又は破損による取替え

別表第4（第12号関係）

負担内容	入居者の負担単位		原状回復工事 施工目安単価
毀損部分の補修	畳	1枚単位	
	障子	1面単位	
	ふすま	1面単位	
	クッションフロア	原則㎡単位 毀損等が複数ある場合は居室全体	
	フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数ある場合は居室全体	
	壁・クロス・天井	原則一面単位 喫煙による変色・臭いについては居室全体	

	建具	1枚単位	
	柱	1本単位	
設備 補修	バランス釜、 給湯器	点検費用相当	
鍵の 返却	鍵	補修部分。紛失の場合は、シリンダー交換も含む。	
清掃	クリーニング グ	住戸全体	

(注) 原状回復工事施工目安単価は、重要事項説明時点のものであり、退去時には物価変動等により異なっている場合があります。

別表第5

群	状況	賃料減額割合	免責日数
A	電気が使えない	40%	2日
	ガスが使えない	10%	3日
	水が使えない	30%	2日
A群のいずれにも該当しない場合に、B群で判断			
B	トイレが使えない	20%	1日
	風呂が使えない	10%	3日
	雨漏りによる利用制限	専用部分に占める利用制限を受ける部屋の面積割合	7日

(注) 免責日数とは、日割り計算の日数に含まない日数を指し、県側が連絡を受けた翌日から起算します。入居者の善管注意義務違反による不具合や、台風・地震等の天災、電気・ガス・水道の供給元に原因がある場合は、減額しません。

(別記様式第6号の4)

県営住宅身元引受人承認申請書

年 月 日

山形県知事 殿

住宅の所在地
住宅名及び番号
入居者氏名

私は、下記の者を身元引受人としたいので、承認されるよう申請します。

記

(ふりがな) 氏名		性別	男・女	生年月日	S・H 年 月 日 (歳)
入居者との 関係・続柄		電話番号	自宅	()	
			携帯	()	
現住所	〒 ー				
(ふりがな) 勤務先		電話番号	勤務先	()	
勤務先 所在地	〒 ー				

年 月 日

山形県知事 氏名 殿

住所
氏名

私は、下記の県営住宅入居者の身元引受人になることを承諾し、以下の事項を引き受けることについて同意します。

- 1) 入居者が家賃を滞納した場合は、納入するよう指導します。
- 2) 入居者が他の入居者等に迷惑行為を行った場合は、中止し、改善するよう指導します。
- 3) 入居者が無断退去又は死亡した場合は、住宅の明渡に必要な手続き（ただし、入居者の金銭債務の負担を除く。）を行います。

住宅の所在地
住宅名及び番号
入居者氏名

(別記様式第7号)

年 月 日

県営 アパート 号
(氏 名) 殿

指定管理者

収入申告のお知らせ

このことについて、県営住宅の入居者は、毎年度収入申告書を提出することとなっておりますので、お知らせするとともに収入申告書を送付します。

記

1 提出書類

- | | |
|---|----|
| (1) 収入申告書（山形県県営住宅条例施行規則様式第11号） | 1部 |
| (2) 前年の所得額証明書（18歳以上の入居者及び同居者全員に係るもの）各 | 1部 |
| (3) 住民票謄本 | 1部 |
| (4) 退職又は失職した方がいるときは、離職票及び前勤務先の発行する退職
証明書又は民生委員の無職証明書 | 1部 |
| (5) 心身に障がいをもつ方がいるときは次のいずれかの書類 | 1部 |
| ① 身体障害者手帳の写し | |
| ② 精神障害者保健福祉手帳の写し | |
| ③ 療育手帳の写し | |
| ④ 戦傷病者手帳の写し | |

※ 本年6月以降、入居申込又は同居承認申請のため、上記の(2)、(3)、(5)の書類の全部又は一部を提出している方については、当該書類の提出を省略することができます。

2 提出期限 年 月 日

3 提出先

4 その他

- (1) 今回提出していただく書類をもとに収入の認定を行い、翌年4月から翌々年3月までの間に適用される家賃を算定し、本年10月末日までに収入等認定通知書よりお知らせします。
- (2) 今回書類を提出していただけない場合、翌年度の家賃は近傍同種の住宅の家賃（公営住宅法施行令第3条の規定により算定した市場家賃）が課されることとなります。

(別記様式第 8 号)

番 号
年 月 日

県営 アパート 号
(氏 名) 殿

山形県知事 (氏 名) 印

収入申告書の提出について (通知)

このことについて、 年 月 日付け 第 号で通知したところ
ですが、未だ提出されておられません。

収入申告書は家賃を算定するための重要な書類です。下記により速やかに提出さ
れるよう公営住宅法第 34 条の規定に基づき請求します。

なお、提出期限を過ぎても書類が提出されない場合は、公営住宅法第 16 条の規定
により近傍同種の住宅の家賃を課すこととなりますので申し添えます。

記

1 提出書類

- | | |
|---|-----|
| (1) 収入申告書 (山形県県営住宅条例施行規則様式第 11 号) | 1 部 |
| (2) 前年の所得額証明書 (18 歳以上の入居者及び同居者全員に係るもの) 各 | 1 部 |
| (3) 住民票謄本 | 1 部 |
| (4) 退職又は失職した方がいるときは、離職票及び前勤務先の発行する退職
証明書又は民生委員の無職証明書 | 1 部 |
| (5) 心身に障がいをもつ方がいるときは次のいずれかの書類 | 1 部 |
| ① 身体障害者手帳の写し | |
| ② 精神障害者保健福祉手帳の写し | |
| ③ 療育手帳の写し | |
| ④ 戦傷病者手帳の写し | |

※ 本年 6 月以降、入居申込又は同居承認申請のため、上記の (2)、(3)、(5) の書
類の全部又は一部を提出している方については、当該書類の提出を省略するこ
とができます。

2 提出期限 年 月 日

(別記様式第9号)

番 号
年 月 日

県営 アパート 号
(氏 名) 殿

山形県知事 (氏 名) 印

年度分の家賃について (通知)

このことについて、公営住宅法第34条の規定により 年 月 日付け第
号で収入申告書の提出を請求したところですが、期限までに提出されなかったため
公営住宅法第16条の規定により、下記のとおり近傍同種の住宅の家賃を適用します。

なお、この通知を受け取られた後、収入申告書を提出されたときは、申告された
収入に基づき公営住宅法第16条の規定により家賃を減額することがありますので
申し添えます。

記

- 1 近傍同種の住宅の家賃 月額 円
- 2 適用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 納入期限 毎月末

(別記様式第 10 号)

同居承認申請審査表

入居者氏名		住 宅 名		
同居予定者名 (続柄)		同居承認後の 入居人数	人	
同居理由				
県営住宅家賃滞納の 有無	有 ・ 無	滞納以外の理由による 住宅明渡事由該当の有無	有 ・ 無	
同居承認後の収入額 (裁量階層該当の有無)	円 (有 ・ 無)	同居承認の適 ・ 否	適 ・ 否	
入居者又は 同居者の氏名	所得額 A (円)	控除額 B (円)	A-B (円)	摘 要
			/	
計				

(承認基準に適合しないが、特別の事情により承認しようとするときの理由)

(別記様式第 11 号)

継続使用承認申請審査表

申請者氏名		住宅名	
前入居者の氏名 (続柄)	()	承認後の 入居人数	人
継続使用の理由			
県営住宅家賃滞納の有無	有・無	その他住宅明渡事由該当の有無	有・無
申請者の入居期間	年	承認後の収入認定額 (収入合算特例適用の場合)	円 ()
申請者・同居者の氏名	所得額 A	控除額 B	政令 9 条第 2 項 による控除 C (収入合算の特例) A-B (A-B-C)
	円	円	円 ()
			()
			()
			()
計			()
裁量階層該当の有無	有・無	裁量階層該当の理由	
収入認定額 (A-B) ÷ 12 月	円	収入合算の特例適用後の収入認定額 (A-B-C) ÷ 12 月	円
収入超過者該当の有無	有・無	入居の適否	適・否
家賃月額 収入認定額 (A-B) ÷ 12 月 に基づき算定	円	敷金	既納入額と同額

(承認基準に適合しないが、特別の事情により承認しようとするときの理由)

(別記様式第 12 号)

番 号
年 月 日

県営 アパート 号
(氏 名) 殿

山形県知事 (氏 名) 印

県 営 住 宅 同 居 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました同居について、下記のとおり承認
します。

記

1 同居することを承認した者の氏名

2 同居予定年月日 年 月 日

3 提出書類

上記の者が県営住宅に入居した日から 10 日以内に同居者異動届(山形県県営住宅条例施行規則様式第 19 号の 2) を提出してください。

4 同居承認の申請時の誓約に反して、同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、この承認を取消し、住宅の明渡し並びに損害賠償を請求します。

(別記様式第 13 号)

番 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 殿

山形県知事 (氏 名) 印

県営住宅継続使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました県営住宅の継続使用について、下記のとおり承認します。

記

継続使用を許可する 県営住宅の所在地		住宅名及び番号	
収入認定額	月額	円	
収入超過者としての 認定の有無	有	・	無
高額所得者としての 認定の有無	有	・	無
年度家賃	月額	円	
1 上記の認定に対し意見がある場合は、この通知書が到達してから 20 日以内に申し出てください。 2 継続使用承認の申請時の誓約に反して、入居者又は同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、この承認を取消し、住宅の明渡し並びに損害賠償を請求します。 3 収入超過者として認定された方は、公営住宅法第 28 条第 1 項の規定により、県営住宅を明け渡すよう努めることとなっております。 4 高額所得者として認定された方に対しては、山形県県営住宅条例第 24 条の 2 第 1 項の規定により、県営住宅の明渡しを請求することがあります。 5 この通知書を受け取った日から 10 日以内に、前入居者が納付していた額と同額の敷金を納入するとともに、県営住宅使用請書（山形県県営住宅条例施行規則様式第 4 号）を提出してください。 ただし、敷金については、前入居者（前入居者が死亡又は行方不明のときはその親族）の同意があるときに限り、前入居者が納付していた敷金を承継することができます。 6 この県営住宅の入居期限は、借上げ期間が満了する 年 月 日までとします。）			

(別記様式第 14 号)

番 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 殿

山形県知事 (氏 名) 印

県営住宅同居承認申請について (通知)

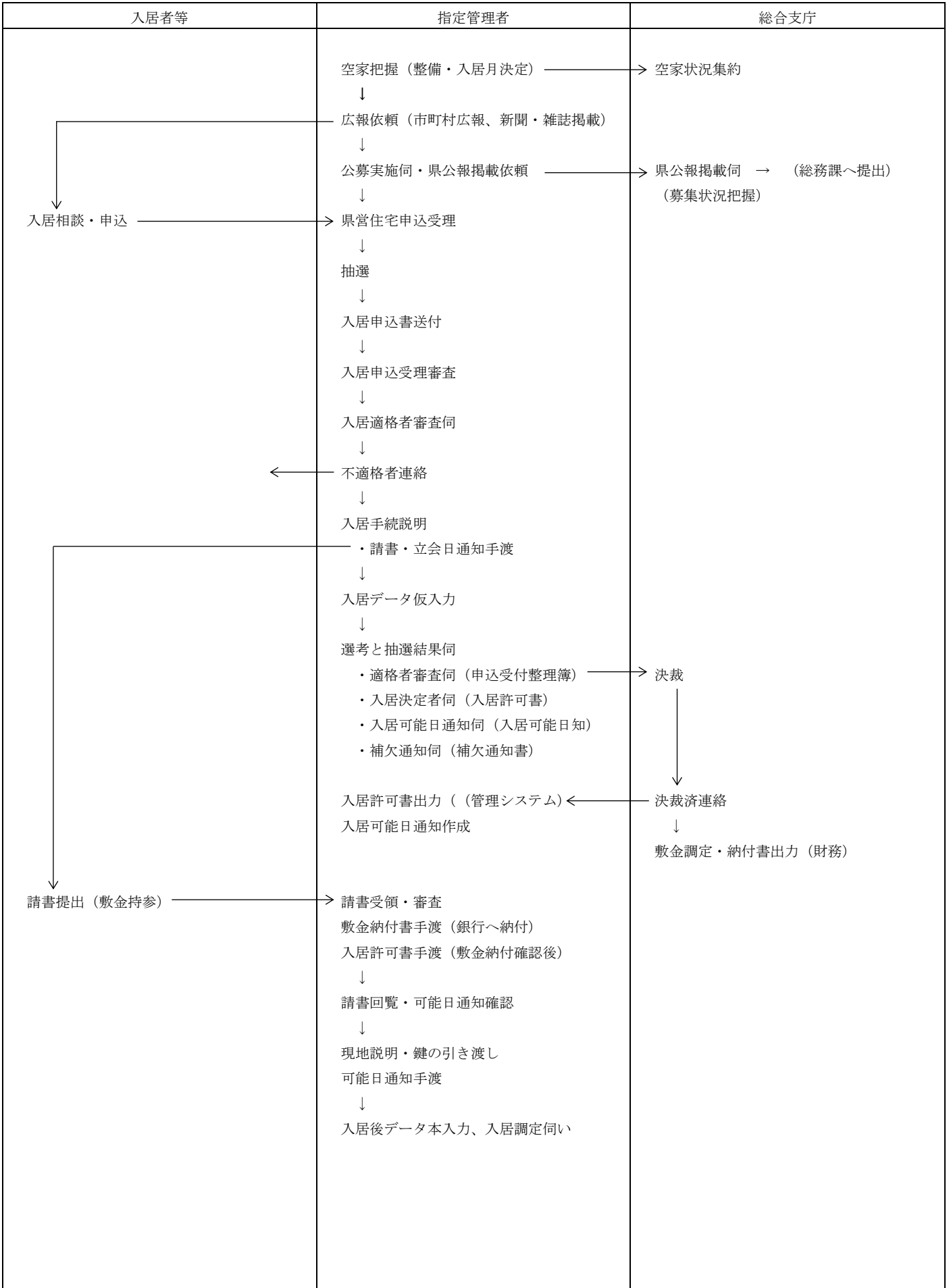
年 月 日付けで申請のありました県営住宅の同居の申請については、
下記の理由により承認できないので通知します。

なお、この処分に従わないときは、山形県県営住宅条例第 24 条第 1 項第 1 号の規
定により県営住宅の明渡しを請求することを申し添えます。

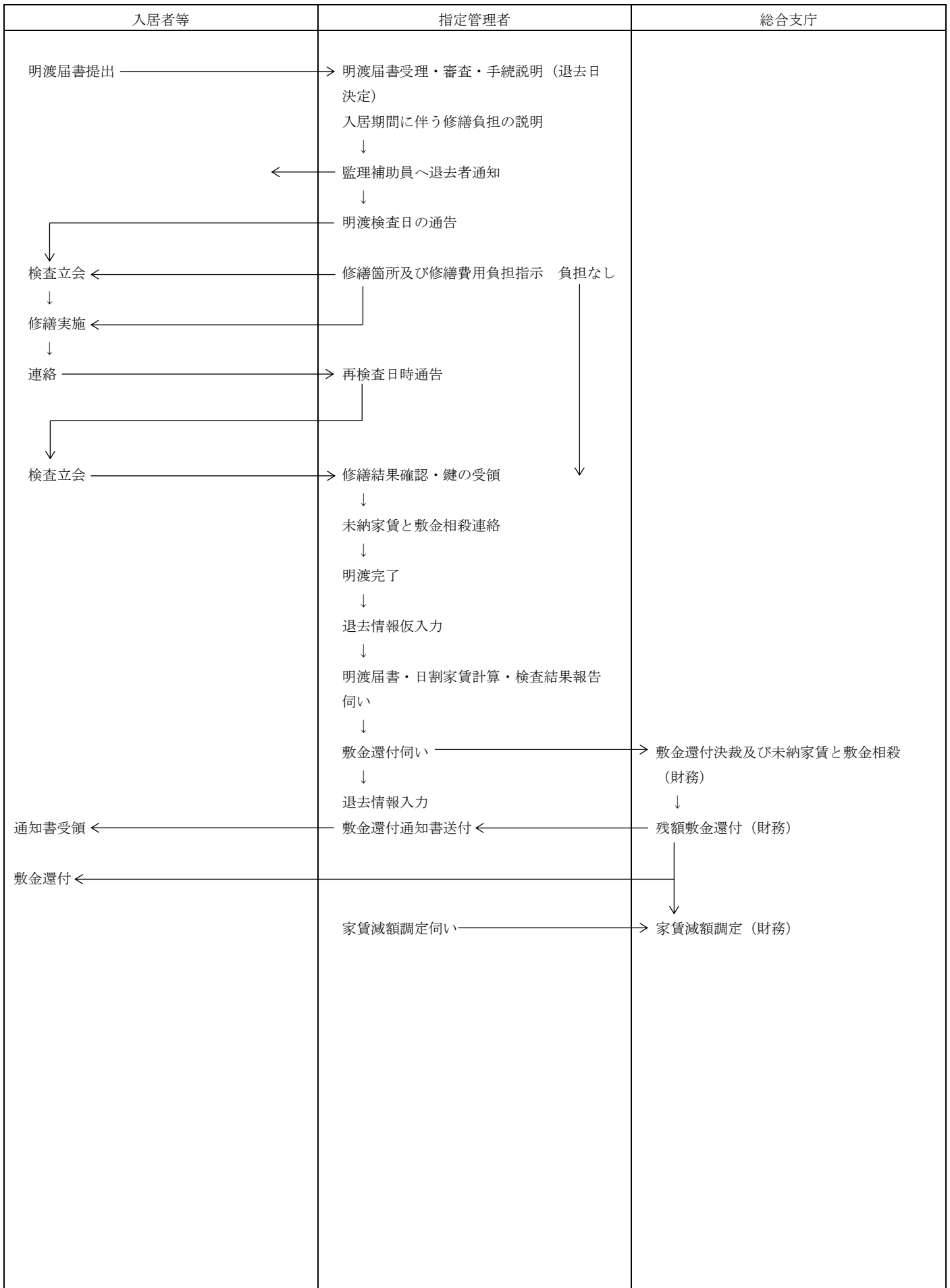
記

- 1 根拠法令
- 2 処分の理由

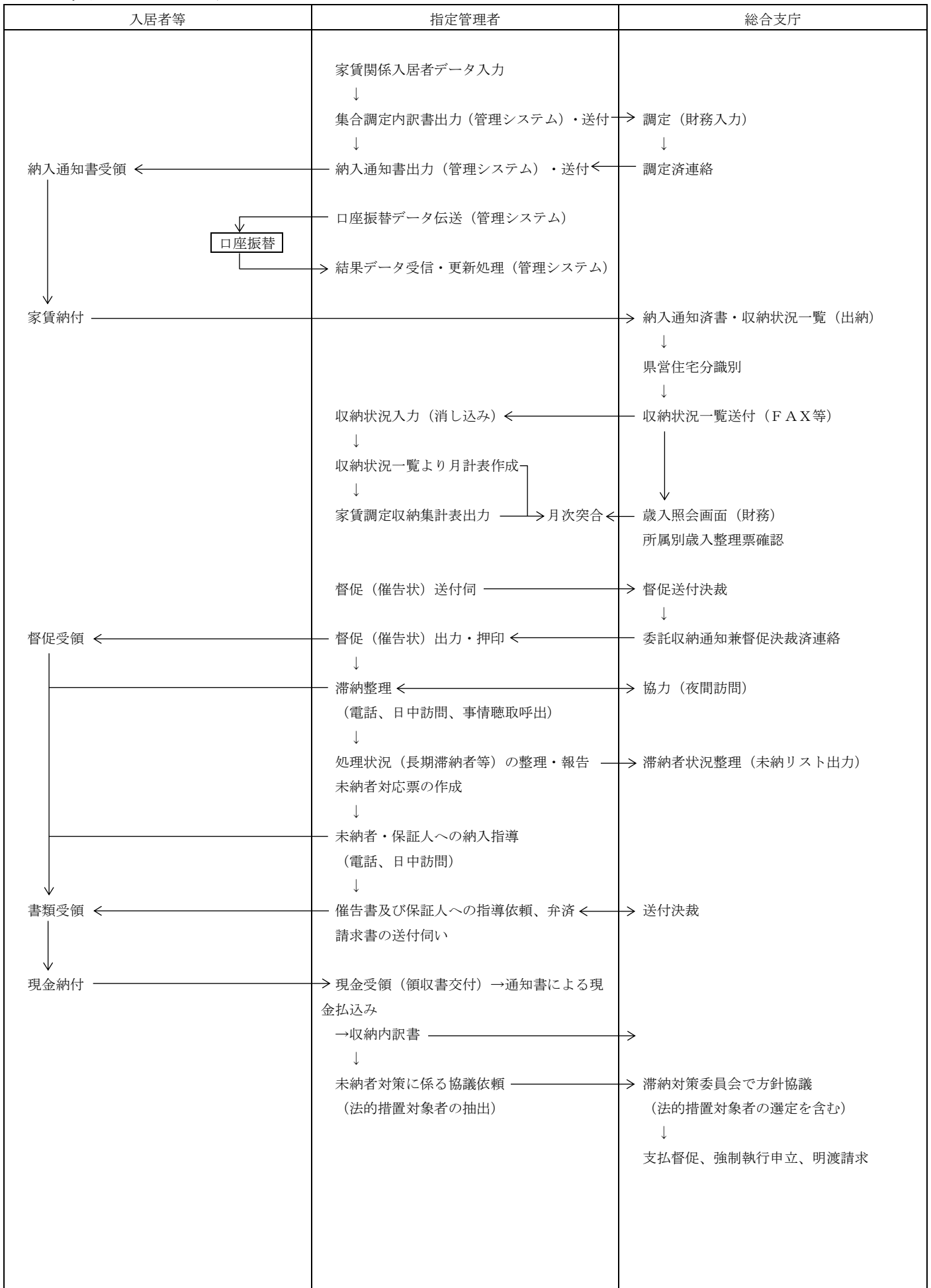
(フロー図) 1. 入居者募集



2. 退去事務



3. 家賃収納（滞納整理）事務



4. 減免

入居者等	指定管理者	総合支庁
減免申請書の提出	→ 請書の受理・審査 ↓ 減免申請伺	→ 減免決裁
	↓ 減免情報入力 ↓ 減免決定通知書作成・現金分納付書送付	→ 決裁済連絡
通知書受領 ←	↓ 家賃減額調定伺	→ 家賃減額調定（財務）

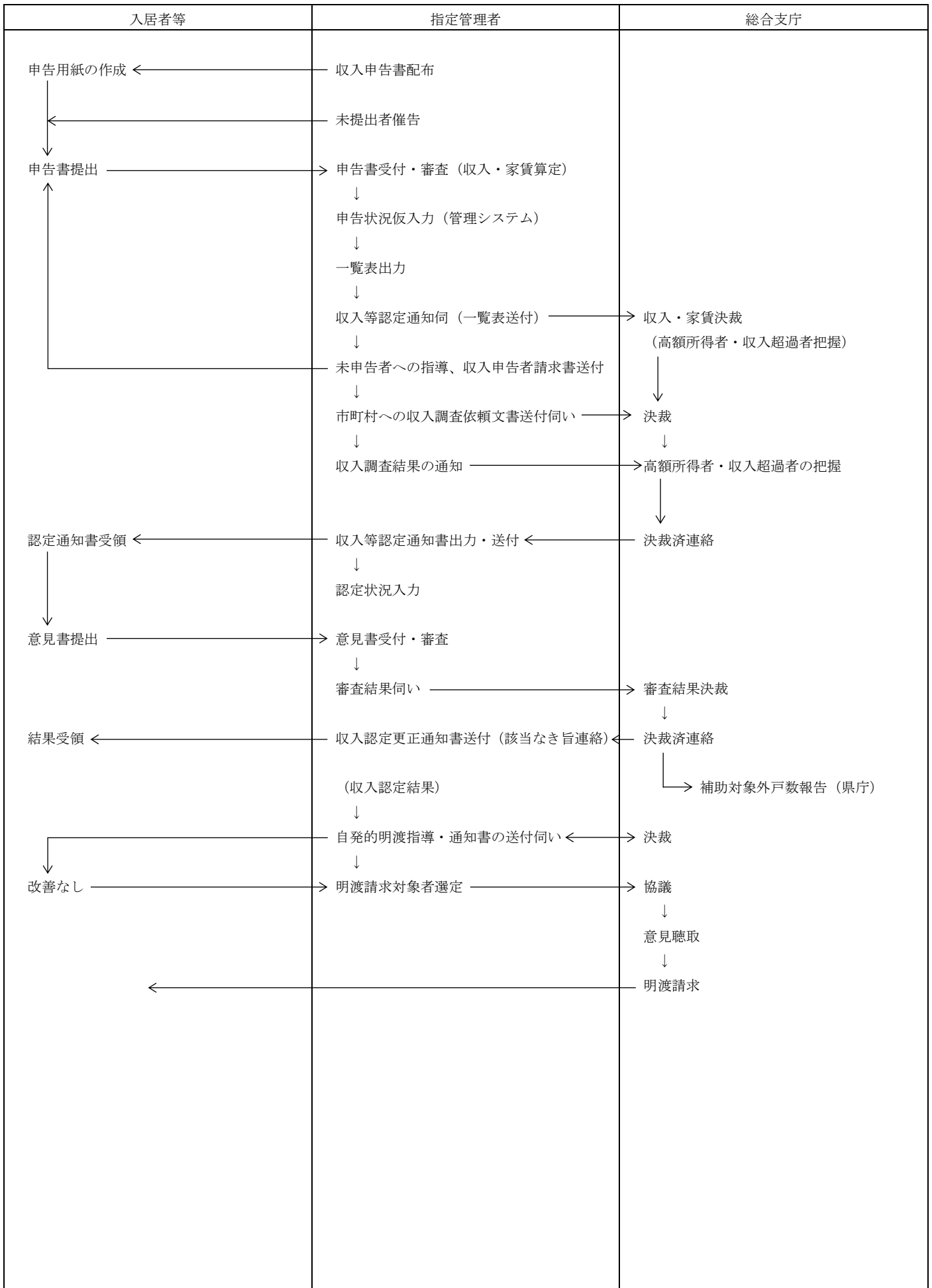
5. 欠損

入居者等	指定管理者	総合支庁
	不納欠損処分対象者選定・協議	→ 不納欠損処分決定（県庁） ↓ 処分決定通知
	台帳等整理 ←	

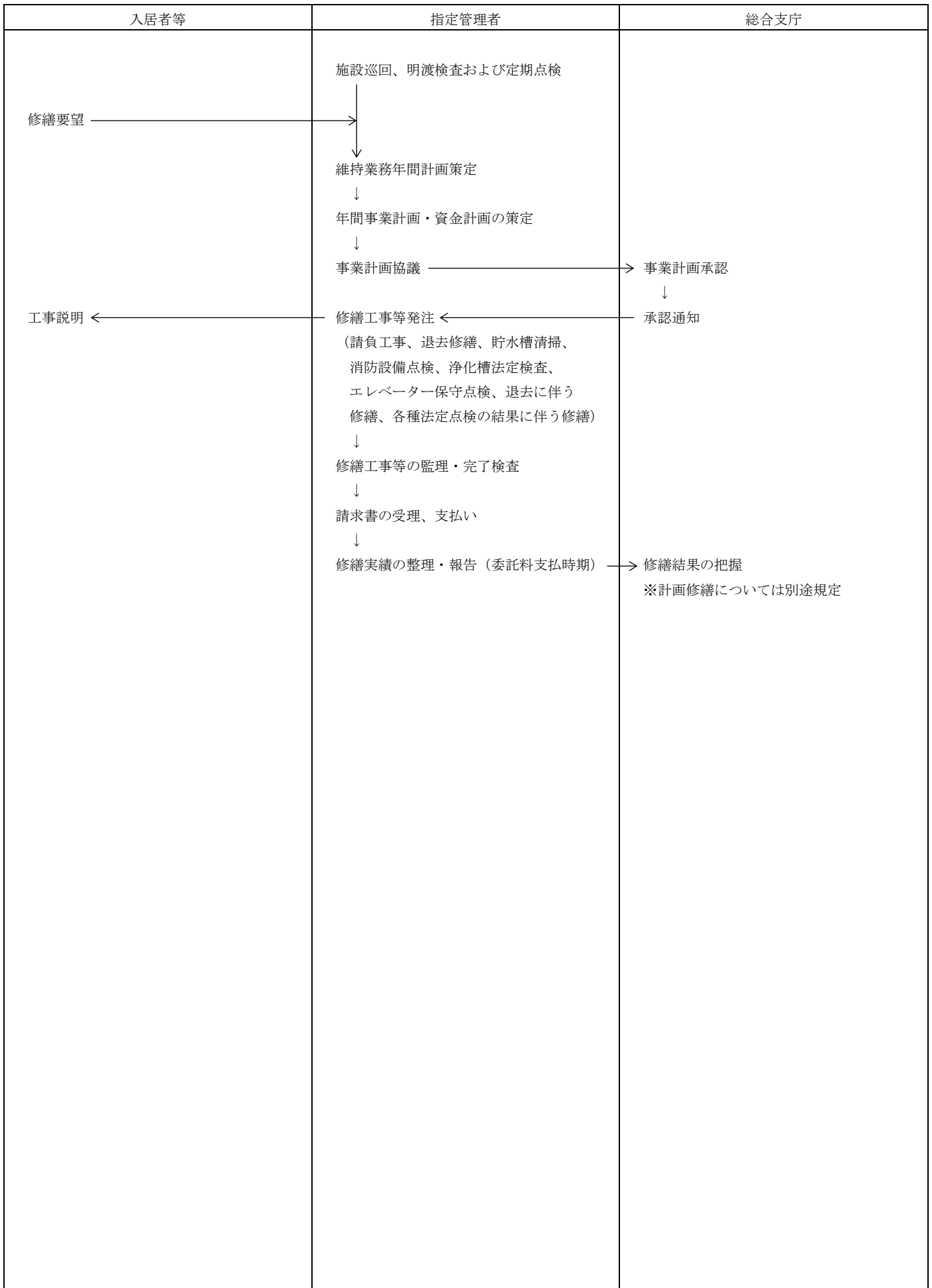
6. 駐車場使用料収入

入居者等	指定管理者	総合支庁
駐車場使用許可申請	→ 申請書の受理・審査 ↓ 使用許可伺	→ 使用許可決裁
	← 使用許可書の作成交付 ←	↓ 決裁済（許可番号）連絡 ↓ 使用料調定（財務） ↓ 納入通知書作成・通知
納入通知書受領 ←	使用許可台帳の作成・許可番号記入 ↓ 使用許可台帳写し送付	↓ 納入通知書作成・通知
↓ 使用料納付 ←		→ 納入通知済書・財務会計システムにより未納管理
←		督促状発布（未納分） ↓ 以下は家賃に同じ
保管場所使用承諾証明申請（鈴川第二）	→ 証明書交付伺 ↓ 証明書作成・交付	
証明書受領 ←		

7. 収入申告関係事務



8. 維持管理関係業務



9. その他管理関係業務

監理補助員に係る業務

入居者等	指定管理者	総合支庁
推薦依頼受領（団地別） ↓ 監理補助員選考・推薦及び業務報告書提出	監理補助員の推薦依頼 ↓ 監理補助員内容審査及び業務報告書受領 ↓ 監理補助員決定伺い及び業務報告書送付	監理補助員決定及び業務報告書受領 ↓ 依頼文作成・送付（辞令書作成） ↓ 手当支給伺い（財務） ↓ 手当支給
辞令書受領 ←	監理補助員辞令書送付 ←	
手当受領 ←		
研修受講 ←	監理補助員研修会の計画（協力要請） ↓ 管理補助委員研修会の実施 ←	研修会への指導・助言・協力

苦情の対応

入居者等	指定管理者	総合支庁
苦情	苦情対応（事件、事故の場合は県に報告）	内容によっては県庁に報告 報告書の受領 →（県庁）

災害時の対応

入居者等	指定管理者	総合支庁
災害（地震、台風等）による罹災状況の通報 罹災状況の通報（監理補助員） ↓ 修繕指定業者による修繕 ←	災害（地震、台風等）による罹災状況 修繕の指示、県へ罹災状況の報告	報告書の受領・報告 →（県庁）

入居者への注意喚起・周知

入居者等	指定管理者	総合支庁
受領 ←	入居者へ注意事項等パンフレット作成・通知	

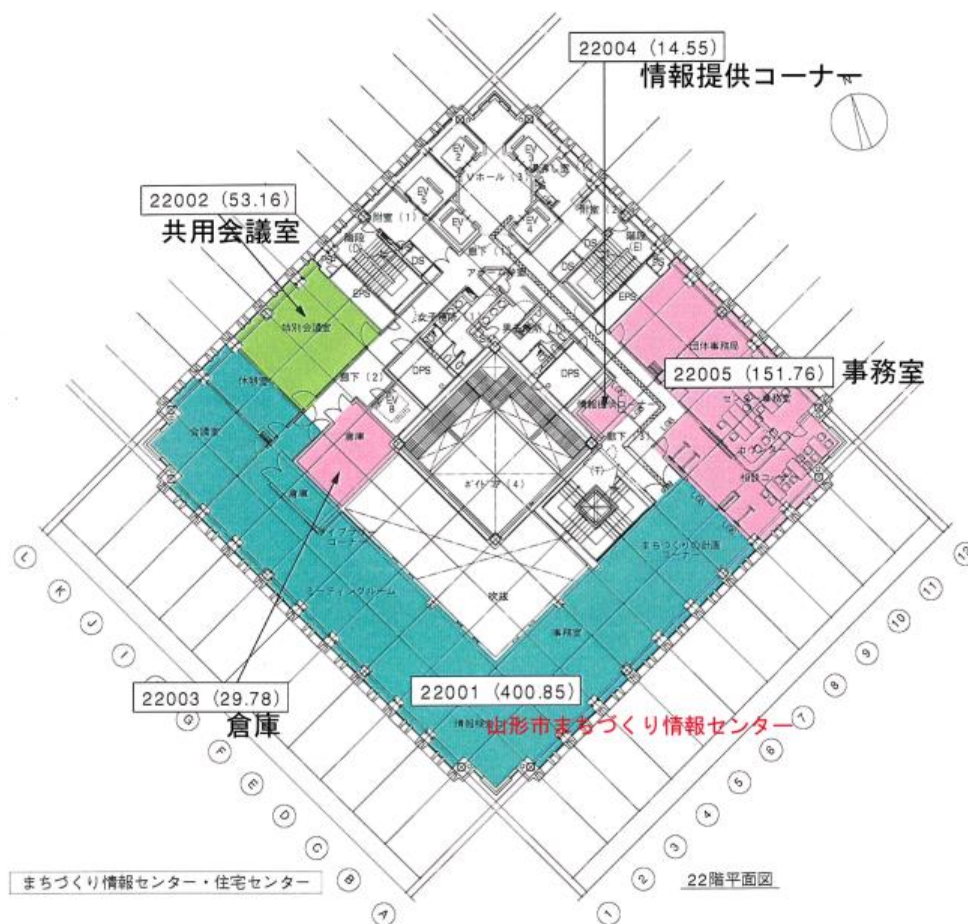
資料作成用務

入居者等	指定管理者	総合支庁
	各種資料作成 ←	各種資料等作成依頼（データベース、監査、会検、各種調査物等）

山形県すまい情報センター概要図

名 称 : 山形県すまい情報センター

事務室等の規模	事務室	151.76 m ²
	情報提供コーナー	14.55 m ²
	倉庫	29.78 m ²
	共用会議室	53.16 m ²



霞城セントラルビル 22階平面図